

CPHU研究報告シリーズ 研究報告No.57

2018年度広島大学平和センター記念国際シンポジウム

ヒロシマの平和、そして世界の平和ー過去・現在・未来への展望

International Symposium 2018 hosted by the Center for Peace, Hiroshima University

“Peace” from the viewpoint of “Hiroshima and the world” :

the past, the present, and the future

(日本語版)

広島大学平和センター編

(責任編集：友次晋介・小倉亜紗美)



March, 2019

広島大学平和センター

〒730-0053 広島市中区東千田町1-1-89

TEL 082 542 6975

FAX 082 245 0585

E-mail: heiwa@hiroshima-u.ac.jp

URL: <http://home.hiroshima-u.ac.jp/heiwa/>

目次

<u>要旨</u>	1
<u>開会の挨拶</u>	4
<u>巻頭言</u>	5
<u>講演</u>	7
ヒロシマとマーシャル諸島を結ぶ—グローバルヒバクシャの視点から 竹峰 誠一郎.....	8
核兵器禁止条約と今後の課題 福井 康人.....	18
Achievements and challenges for Peacebuilding in Colombia Camilo Borrero Garcia.....	29
ビジネスを通じた平和構築 片柳 真理.....	37
<u>巻末言</u>	48
<u>資料</u> シンポジウム・ポスター	50

**International symposium 2018 hosted by
the Center for Peace, Hiroshima University**

**“Peace” from the viewpoint of “Hiroshima and the world” :
the past, the present, and the future**

International symposium 2018, “‘Peace’ from the viewpoint of ‘Hiroshima and the world’: the past, the present, and the future”, was held on August 2, 2019, hosted by the Center for Peace at Hiroshima University. The symposium featured a lively discussion among Associate Professor Seiichiro Takemine, Meisei University; Associate Professor Yasuhito Fukui, Hiroshima City University; Associate Professor Camilo Borrero Garcia, Universidad Nacional De Colombia; and Professor Mari Katayanagi, Hiroshima University Graduate School for International Development and Cooperation and Vice Director of the Center for Peace.

In this symposium, panelists discussed the impact of Hiroshima on international peace, and approaches for creating a more peaceful future, while pointing out the importance of understanding “Hibakusha” from a global perspective.

Shinsuke TOMOTSUGU

Associate professor, The Center for Peace, Hiroshima University

Asami OGURA

Assistant professor, The Center for Peace, Hiroshima University

2018 年度広島大学平和センター記念国際シンポジウム

『ヒロシマの平和、そして世界の平和 ー過去・現在・未来への展望』

本稿は、平成 30 年 8 月 2 日に開催した 2018 年度広島大学平和センター記念国際シンポジウム「ヒロシマの平和、そして世界の平和ー過去・現在・未来への展望」の論文集である。シンポジウムでは明星大学准教授で広島大学平和センター研究員の竹峰誠一郎氏、広島市立大学准教授の福井康人氏、コロンビア国立大学教授の Camilo Alberto Borrero García 氏、広島大学平和センター副センター長で広島大学大学院国際協力研究科副研究科長・教授の片柳真理氏をお迎えし、活発な議論が行われた。

シンポジウムでは、ヒロシマ、そして世界の平和のあり方や、平和な未来を築いていくための方策について活発な論議がなされ、グローバルな視野から被ばく者を理解していくことの重要性などが指摘された。

友次 晋介

広島大学平和センター准教授

小倉 亜紗美

広島大学平和センター助教



平和構築について講演する Camilo 教授



パネルディスカッションの様子



集合写真

開会の挨拶

広島大学の理事・副学長の佐藤利行です。本来ですと、広島大学長の越智光夫がごあいさつを申し上げるべきところですが、学長に代わりまして、私の方から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

皆さまにおかれましては、大変お暑い中、またお忙しい中、当シンポジウム「ヒロシマの平和、そして世界の平和—過去・現在・未来への展望」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

同時に、講師の先生方には、ご多忙の中、広島にお越しいただきまして心より感謝申し上げます。

本日のシンポジウムは、コロンビア国立大学で法社会学・人権について研究をしておられます Camilo 先生に、過密なスケジュールを調整いただき、太平洋をはるばる越え、広島にお越しただいております。また、軍縮会議日本政府代表部等でご活躍された「軍縮国際法」の専門家でいらっしゃる広島市立大学の福井先生、マーシャル諸島における被ばく者の研究で有名な竹峰先生にご登壇いただくことになっております。なお、本学からは、広島大学平和センター副センター長で本学国際協力研究科副研究科長の片柳教授が登壇致します。

わが国では最初となる、そして今もなお国立大学としては唯一の平和学の学術的研究機関として、広島大学の中に平和科学研究センターが設立されましたのは 1975 年のことでした。以来、広島大学平和科学研究センターでは 40 年余りの歴史を築いてまいりました。この長い歴史の実績の上に立ち、平和学に関する研究と教育の分野で一層の中核的な役割を果たせるよう、本学は本年 4 月 1 日、この平和科学研究センターを「広島大学平和センター」と発展・改組致しました。このたびのシンポジウムは、このことを記念する第 1 回目となるシンポジウムとして企画されています。

本学としましては、平和センターには「ヒロシマ」の理念を基盤とした原爆・被ばくに関する研究、平和構築などの分野における平和研究・平和教育に特に力を入れるように、今後とも当センターを全面的にバックアップしていく考えです。

世界平和に関わるさまざまな問題に対して、時を越え、国を越えて、ヒロシマが果たし得る役割はどのようなものが考えられるのでしょうか。本シンポジウムでは、この問題について考えていく上でヒントとなる重要な議論がもたらされるものと確信しております。

改めまして、本日のご参加を心から歓迎致しますとともに、本日のシンポジウムが実り多きシンポジウムになるように皆さまのご協力をお願いしまして、開会のあいさつと致します。本日はありがとうございます。

広島大学理事・副学長（国際・平和・基金担当）

佐藤 利行

巻頭言

佐藤先生、ごあいさつをいただきまして、ありがとうございます。

平和センター長の川野です。趣旨説明ということですが、すでに佐藤先生の冒頭のごあいさつにて趣旨についてはご説明いただきました。私からあらためて追加することもないのですが、少しお時間を頂戴いたします。1975年に設置されました平和科学研究センターは、これまで、平和学に関する研究・教育を積極的に展開してまいりました。そして、この4月には、広島大学において、平和研究・平和教育において、さらに中核的な役割を担うという期待を込めて、「広島大学平和センター」と改名致しました。

ご承知かもしれませんが、広島大学は2011年度より、平和科目の全学選択必修化を開始しました。約2,500人全ての新生は、平和科目の内から一科目を履修します。この平和科目に関しても今後は主体的にその運営・企画を担います。その他、広島大学には、多くの平和に関わるプログラムがございます。そういったプログラムにも積極的に参画いたします。こういった新たなミッションを受けて、発展的な名称変更に至りました。

さて、1975年以降、平和学に関するさまざまな調査・研究を展開してきたわけですが、昨年の2017年4月にセンター長に任命されて以降、新たなセンターのミッションについて考えてきました。私の研究のテーマは、原爆・被ばく研究です。助手時代からこの研究を続けているわけですが、それを一つの軸としながら、さらに新たな広島の役割を考えたときに、やはり原爆・被ばくの問題だけではなく、普遍的でグローバルな諸問題、たとえば、平和学における構造的暴力に関する領域の問題まで、ぜひ積極的にコミットしていきたいと思ったわけです。そういったこともあって、無理に無理を言いまして、後ほどご登壇いただく平和構築の第一人者であられる片柳真理先生に副センター長をお願いしました。

ご承知のように、片仮名の「ヒロシマ」は「核なき世界」を標榜してまいりました。その「核なき世界」というヒロシマのテーマは非常に重要です。この「核なき世界」実現のためのこれまでの不断努力によって、片仮名の「ヒロシマ」には平和のメッカとしての広島の役割も新たに付与された気がしています。今後、ヒロシマは、さらにグローバルな普遍的な平和の問題に積極的にコミットしていく役割も担うべきなのではないでしょうか。

そういう思いを基に、本日のシンポジウムを開催しました。過去・現在・未来をつなぐシンポジウムにしたいと考えています。決して原爆は過去というわけではございません。現在進行形の諸問題も多く含んでいます。しかし同時に、構造的暴力にかかわる諸問題、また平和構築という重要な課題にも積極的に取り組んでいきたいという、ある意味、志のある第1回目のシンポジウムが今日この日のシンポジウムです。

原爆・被ばくの問題、そしてグローバルな平和の問題、この二つの間には、少し乖離があるような気がします。が、それをどうつないでいくのか。片仮名の「ヒロシマ」が、いかに今後そういった問題にコミットしていくのか。それは片仮名の「ヒロシマ」、そして、この広島大学平和センターが今後どのような役割を果たしていくのか、そういったことを考える場になればと考えております。

そういうことを意識し、本日、講師の先生方には、ご多忙の中お集まりいただいております。

竹峰先生は私の若い友人の一人ではございますが、大学院時代から積極的にマーシャルの核問題について、発信し続けておられます。自ら現地に足を運んで、現地の被災者の声に耳を傾け、調査研究を続けておられます。マーシャルと広島をいかにつないでいくのか、あるいはどういった接点があるのか、そもそもマーシャルの核問題はいかなるものなのか、といったことをお話しいただきます。

原爆被爆者は「核なき世界」という大きな目標を立てながら、核をめぐる国際情勢によって、期待と失望とを繰り返し経験してきました。この意味において、「核禁条約」は一つの希望なわけです。福井先生には、その「核禁条約」をいかに実のあるものに、そして現実的なものにしていけるのか、そういった中で、私たちはどのように取り組むべきなのか、といったことをお話しいただきます。以上が、前半部です。

後半部は、もう少し普遍的なグローバルな視点で、平和構築を考えてみたいと思います。まず、コロンビア大学の Camilo 先生にご登壇いただき、コロンビアの平和構築の事例をご報告いただきます。そこから、今後の広島が取り組む課題などぜひ考えてみたいと思っております。

最後にご登壇いただくのは、片柳真理平和センター副センター長です。平和構築の分野における第一人者としてボスニアなどでご活躍されました。そういった経験値を生かし、平和構築の現状・課題、そして広島に何ができるのか、ということをお話しいただきます。

そして、それぞれのご講演が終わりました後に、パネルディスカッションにて、この二つの研究領域をいかにつないでいくのか、今後の広島はいかにあるべきなのか、どういったことができるのかということ、今日ご参集いただきましたフロアの皆さまと共に活発な議論を展開できればと思っております。

あらためまして、本日、お集りいただいた皆さま方を歓迎いたします。ぜひパネルディスカッションでも積極的に議論に参加していただければと願っております。

以上、趣旨説明、ならびにあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

広島大学平和センター長
川野 徳幸

ヒロシマの平和、そして世界の平和
—過去・現在・未来への展望

モデレーター：友次 晋介
(広島大学平和センター准教授)

ヒロシマとマーシャル諸島を結ぶ —グローバルヒバクシャの視点から

竹峰誠一郎

明星大学准教授・広島大学平和センター客員研究員

こんにちは、竹峰です。

私はマーシャル諸島という場所に通り始めて今年で 20 年目を迎えます。マーシャル諸島と言っても、なかなかイメージが湧かないと思いますので、まずはマーシャル諸島とはいったどこにあるのか、というお話から始めます。

図 1 をご覧ください。マーシャル諸島は、グアムとハワイのほぼ中間辺りに位置しています。



図 1

太平洋の大海原に浮かぶマーシャル諸島は、サンゴ礁が隆起してできた 29 の環礁と呼ばれるものと五つの島からなっています (図 2 参照)。核実験場とされたのは、ビキニ、そしてエニウェトクのか所になります。

環礁とはどういうものかと言いますと、図 3 のような形になっており、島ではないのですね。核実験が行われた「ビキニ」は、一つの島ではなく環礁です。小さな島が円を描くように連なっています。内側には穏やかな湖のようなラグーン、外側には太平洋の大海原オーシャンが広がっています。

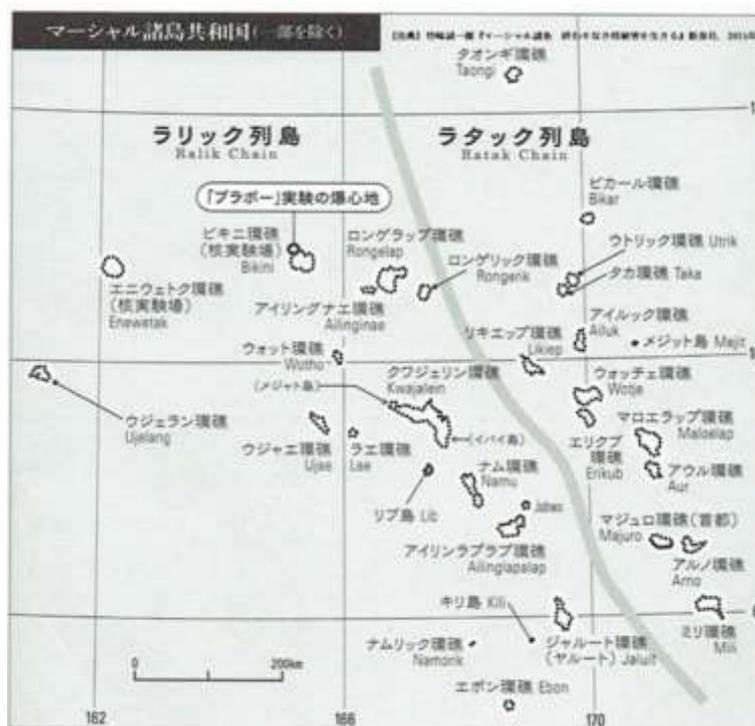


図 2

マーシャル諸島の面積は 181 平方キロ、人口は 5 万 3 千人余りで、「マイクロステート」（極小国家）と呼ばれます。ここまでお話ししていくと、マーシャル諸島は、日本とも、あるいは後半で話されるコロンビアとも、すごく遠い存在のように映るかもしれません。

しかし、マーシャル諸島では本物の「モモタロウ」さんに会うことができます。マーシャル諸島のモモタロウさんは、男性だけではなく、女性もいるのです。なぜかという、モモタロウが、ファミリー・ネームになっている

からです。私の名字は竹峰ですが、マーシャル諸島には、モモタロウという名字の方がいて、現役閣僚にもいます。

モモタロウだけではない、キンタロウとかイチロウさんとかミズタニさんもいらっしやいます。日本由来の名前、そして日本語由来の言葉がマーシャル諸島にはあります。「バカヤロウ」とマーシャル人に言うとわかってしまいます。「コマッタナア」と言ってもきちんと理解してくれます。そんな日本語が通じる所で、「お父さんが日本人だ、日本の家族と会いたい」という人たちが、マーシャル諸島には今もなお生きております。

どうして、一見遠い存在のように思えるマーシャル諸島に、日本由来の名前や言葉が遣り、父親が日本人という方が暮らしているのでしょうか。歴史を少し紐解きますと、マーシャル諸島は 1914 年の第一次世界大戦のころから 30 年にわたって、「南洋群島」の一部となり、日本の統治下にありました。

そうした 30 年の歴史のなかで、住民はアジア太平洋戦争にも巻き込まれ、1945 年、広島では原子爆弾が投下されたのです。1945 年のその後、戦争が終わって「平和な時代になった」と習っていると思いますが、その「平和」な時代に入って、マーシャル諸島のように 30 年間も日本の統治下にあった人たちの存在は、視野の外に置いてきたのではないのでしょうか。

広島の原爆投下をテーマに議論するとき、いろいろな切り口があると思いますが、今日の私の話は、他とは違う切り口から、あえてマーシャル諸島から原爆投下のことを考えてみたいと思います。マーシャル諸島のような場所は、普通、広島の原爆投下の中では、登場しない、議論の外にある地域ですね。そうした周縁にある地域を中心に置いて、辺境の視点を持って、広島の原爆投下をもう一度見つめ直しいく。そうすると、今日テーマに掲げられています、片仮名の「ヒロシマ」あるいは「ヒロシマの平和」というものが、異なった視座から見えてくるのではないのかというのが、報告のねらいです。

このマーシャル諸島で核実験が始まったのは、広島の原爆投下からわずか 1 年もたない 1946 年 7 月のことでした。レジュメにも書いておきましたが、もう 1945 年 11 月にはアメリカの統合参謀本部に、核実験を計画する小委員会が立ち上がっていました。広島の原爆投下から、わずか 3 カ月後の話です。



図 3

どうしてマーシャル諸島が核実験場に選ばれたのか。そのことに言及した米公文書をいろいろ探してみると、興味深い資料（図4）とぶつかりました。まず、「実験場の選定はかなりの難題であった」と述べられています。核実験場は、世界各地でいろいろ探したのですが、なかなか見つからなかったのです。ただ「ニューメキシコの経験から確固たる結論が導かれていた」

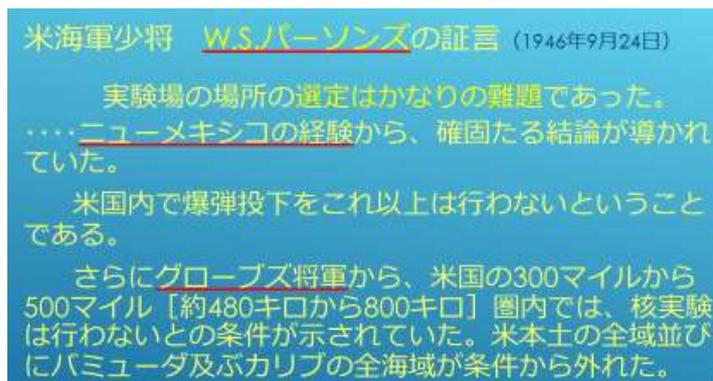


図4

とも、同公文書で述べられていました。「ニューメキシコの経験」とは何なのかというと、広島と長崎の原爆投下の約2週間前に、アメリカが世界で初めての核実験がニューメキシコで実施されています。その「トリニティ」と名付けられた核実験のことです。そのニューメキシコでの実験の時、既に放射能汚染の問題が引き起こされていたのです。

ですから、ニューメキシコでの核実験をやった経験をもとに、米公文書にあるように「米国内で爆弾投下をこれ以上は行わない」という確固たる結論が導かれたのです。こうして核実験場はアメリカの外に持っていくというのは決まっていたわけです。

さらに、グローブズ将軍 (Leslie Richard Groves) が、アメリカ本土の 480 km から 800 km 圏内では核実験をやってはいけないと指示を出していたことが、この文書から読み取れます。放射能汚染の問題は、米本土を超えて広がる可能性があるからです。こうして米本土とあわせて中南米も核実験場の候補地から外れていき、そしてそれ以外の世界各地から検討され、最終的にマーシャル諸島が核実験の場所になったわけです。

この文書で、もう一つ注目していただきたいのは「グローブズ」という名前ですね。『中国新聞』では、今「マンハッタン計画 75年後の核超大国」という特集が組まれています。そこでもグローブズ将軍の名前は出てきます。

このマンハッタン計画は、広島と長崎の原爆投下を導いた、核兵器の製造および開発の計画で、「マンハッタン工兵管区」のもとで実施されたのです。マンハッタンプロジェクトの指揮を執っていたトップの人物が、グローブズ将軍だったのです。

もう一人、この公文書で注目したいのは、パーソンズ (William S. Parsons) という人物です。パーソンズは、エノラ・ゲイ号に搭乗していた一人なのです。原爆投下のあの日、この広島の雲の上にいたのです。それから 11 か月後、1946 年 7 月、マーシャル諸島での核実験「クロスローズ作戦」の現場に、パーソンズは立ち会っています。

マーシャル諸島の米核実験場選定の過程、そして核実験の開始に関するアメリカの公文書を見ると、広島と長崎の原爆投下に関わった人物がたくさん出てきます。なぜかと申しますと、広島・長崎の原爆投下のその後も、マンハッタン工兵管区は解散されずに、温存されていたからです。それが故に、広島・長崎の原爆投下のその後、マーシャル諸島の核実験場の選定およびマーシャル諸島の核実験の開

始に、マンハッタン工兵管区は、中心に関わったのです。

このクロスローズ作戦は、図 5 の写真のように、艦体を標的にして、原爆を投下するという実験でした。このような実験は、既に広島原爆投下の前の 1944 年の段階から構想されていました。それが時を経て 1946 年のマーシャル諸島のアメリカの核実験で現実化していったわけです。

つまり、ここで言いたいのは、広島、長崎、もっと前ならニューメキシコ、そしてマーシャル諸島は、アメリカの核開発という点で、共につながりあい、連続しているわけです。

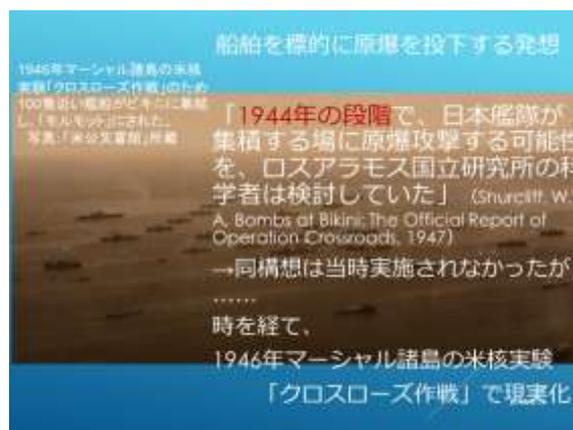


図 5

マーシャル諸島でのアメリカの核実験は 1946 年から 1958 年にかけて行われます。その数は 67 回に及びます。67 回分の核爆発の威力の総計は、広島型の原爆投下の 7,200 発分に相当します。7,200 発分もの広島型の原子爆弾が、マーシャル諸島に対して投下されたことに等しい威力になるわけです。67 回のうちの 하나가、ビキニ実験とかビキニ水爆被災として記憶されている、第五福竜丸なども被ばくをした核実験「ブラボー」なのです。また、それだけではなく、2 年前の 1952 年には世界で初めての水爆実験が行われましたが、1952 年の水爆実験の段階で、核実験に伴う汚染は既に地球規模に及んでいました。

そのようなかたちで行われたマーシャル諸島の 67 回に及ぶ核実験、これは私たち一般的には、戦後に起こったこと、戦争が終わった後の平和な時代に起こったことだと理解しています。しかし、マーシャル諸島の人にとっては、この核実験は「第二次世界大戦とは異なる戦争が続いた」、「冷たい戦争と呼ばれる戦争である。我らの島々は冷戦の『グランド・ゼロ』に立たされたのだ」との主張が聞かれます。

前田哲男さんの言葉を借りるならば、戦後という休息期すらマーシャル諸島にはなく、マーシャル諸島はアメリカの核開発の母胎となっていたわけです。

「広島・長崎は戦争の時代」、「マーシャル諸島は戦争が終わった時代、戦争は関係ないのだ」と、切り離して理解されているかもしれませんが、それはあくまで日本本土から見た目線です。マーシャル諸島現地の目線からいくと、必ずしもそうは言えないのです。

核実験の被ばくのその後ですが、第五福竜丸が被ばくした時は、当然、現地の住民も被ばくをしているわけです。そして、一部の住民は、米軍基地の中に収容され、「プロジェクト 4.1」という名の「放射線被ばくした人間に関する研究」の実験材料とされます（図 6）。つまり被ばくをしたデータを米政府に収集されたわけです。このような話は何か聞いたことはないですか。

マーシャル諸島のロングラップの人々は、3 年後、「安全になった」といって島に戻されます（図 7）。その時にアメリカの原子力委員会では、「遺伝調査を行うべき理想的な状況をつくりだすのだと。広島・長崎でも得てきた知見にも勝るものなのだ」との議論がなされていました。

さらに放射性物質の利用がますます普及していきます。それは原子力の平和利用が開始される時代と、まさに重なっていたからです。人間が被ばくする可能性が大いにあるのだから、そのためのデータを収集する必要があったのです。そして原爆で被爆をした広島・長崎の日本人やマーシャル人は「価値ある資料となる」と、アメリカの原子力委員会の資料に書いてある。

つまり、広島・長崎の原爆の傷害調査委員会、いわゆる ABCC (Atomic Bomb Casualty Commission) と、マーシャル諸島の被ばく者が受けてきた追跡調査、これもまた重なっていることになります。

放射線被ばくをした人間に関する研究「プロジェクト4・1」の調査対象とされてきたジョン・アンジャインは、1972年に広島を訪れています(図8)。彼は、その時に被爆者の人ともいろいろ話をしました。ABCCの実情について被爆者の方が話ってくれ、「血液を採るだけだ。死亡すれば、すぐに解剖をするために飛んでくる」と、そんなお話を聞いて、ジョンさんは「それはまさに自分たちと同じだ」と当時の新聞に語っています。アメリカの原子力委員会はロングラップの人びとの追跡調査をしてきましたが、「これもやはり治療なんてしてくれていなかったんだ」などと、ジョンさんは語っています。自分たちの身に何が起こっていたのかというのを、ある種、広島を鏡にして知っていくことになります。

さらに1975年には、ネルソン・アンジャインという方が、同じくマーシャル諸島のロングラップから日本にやってくる、広島にも立ち寄っています(図9)。彼は「広島に行くまでは、私は何も知らなかった。広島もひどい状況でした。ロングラップも同じです。それでも日本には病院があり、医者もたくさんいる。だが私の島の人たちは、何も分からず死んでいくのです。」と、帰国時に語っています。つまり被ばくをして、その後データ収集の対象になり、データをたくさん取られています、情報は公開されないわけです。「安全だ、問題ない」と言われるわけです。そして分からない状況が続いたのです。でも、広島に行って、いろいろな話を聞いて「目が見えるようになりました。耳も聞こえるようになりました。そして口も。」と言ってい



図6



図7



図8

ます。広島を訪問した後、ネルソンさんは、アメリカ原子力委員会が実施してきた追跡調査の代表宛てに公開書簡を送り、「あなたの動機は見抜いています。助けてくれる人が世界にいることを、われわれは今知っています」と明確に述べています。

「安全だ」、「大丈夫だ」と言われていたが、やはり問題があるのだと、体の中もそうだし、島も大変なことになっているのだと、自覚を高めて国内外へと訴えていく。広島への訪問は、そんな力に

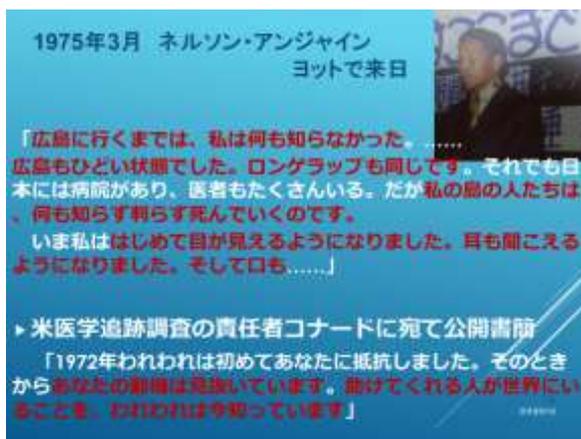


図 9

もなっていくことになるわけです。1984年、ロンゲラップの人びとは、自らの土地を離れて、集団で移住するという決断を下しました。

1970年代、80年代のお話をしてきましたが、私が今、マーシャル諸島で調査をしていますが、「私はロンゲラップのヒバクシャです。」と言ってあいさつをしてくるマーシャル人がいます。また、マーシャル諸島の前外務大臣は、広島・長崎のことを指して、「核時代のきょうだい。Brother and Sister だ。」と、そういう言い方をしていました。つまり広島・長崎とその原爆被害者は、マーシャル諸島のとりわけ核実験で大きな影響を受けた地域の人びとにとっては、それだけ特別な存在であり続けているわけです。

しかし一方、広島からはどうでしょうか。

広島を語るときによく聞かれることは、「人類最初の原子爆弾」との枕詞ですね。何が人類最初なのか。人類最初が広島とするならば、長崎は広島とは違うのだ、「最後の被爆地」だという主張もよく聞かれます。本当に最後の被爆地なのか。さらに日本全国で言うと「唯一の被爆国」あるいは「唯一の戦争被爆国」だと言われます。「唯一」だの、「人類最初」、「最後」だのを語るときに、国境を超えて広がる、核被害を訴える他者は、本当に視野に入っているのですか (図 10)。

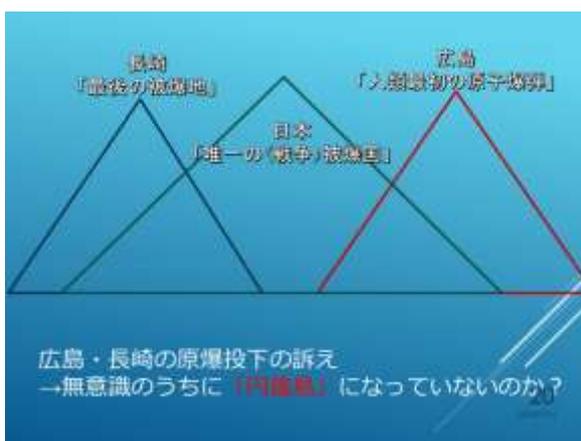


図 10

核開発が世界で繰り返された下で被害者が地球規模で生まれているわけですが、被害者の存在はなかなか分からない、見えてはこない。ただでさえも不可視化されているなかで、「人類最初」だの、「唯一」だの、「最後」とか言えば言うほど、こうした核被害を受けている他者が見えにくく、分からなくなっているのではないのでしょうか。ぜひ、考えてみていただきたいと思います。

核兵器禁止条約には、その前文で「核兵器の使用の被害者及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認し難い苦しみと害に留意」ということで、広島・長崎の原爆被害とか、マーシャル

諸島あるいはセミパラチンスクをはじめとする核実験の被害者を並列に並べています。共に容認し難い苦しみを受けた人だと並列に並べている（図 11）。

しかし、われわれの日本語で語るとき、広島・長崎の原爆被害者の存在は、火偏の「被爆」が用いられますよね。一方、マーシャル諸島をはじめとする世界の核実験や原発のことは、「被ばく」と平仮名にするか、あるいは日偏の「被曝」とします。ご丁寧に『記者ハンドブック』には、広島・長崎の原爆被害者は「被爆」を使いなさい。第五福竜丸とかは「被曝」は使ってはいけませんよと、注意書きがあります（図 12）。「被ばく」あるいは「被曝」を使って、区別するが新聞用語で統一されています。これは新聞だけの世界ではない。アカデミックな世界もそうですし、あるいは皆さんの中でも、区別することが正しいとされているのではないのでしょうか。被爆と被曝の厳格な区別は、広島・長崎の原爆投下と、マーシャル諸島の核実験は、違った問題なのだと認識している一つの証しではないでしょうか。

なぜ、広島・長崎の原爆は特殊なのかということによく言われるのは、戦争中だったから、マーシャル諸島とは違うんですよ、セミパラチンスクは違うんですよ、原発の問題とは違うんですよという説明です。原爆投下は、放射線被ばくだけの問題ではなくて、広島・長崎には戦争の問題があるんですよと。それはそのとおりです。しかし、他者の核被害においても、放射線被ばくの問題だけではなく、いろいろな平和ならざる諸問題が重なっていることを忘れてはなりません。

例えば、マーシャル諸島の場合はどういうことが言えるのか。太平洋を舞台にした反核運動は 1970 年代から 80 年代にかけて盛り上がりましたが、この反核運動の特色は、独立運動と対になって展開されたという点です。なぜならマーシャル諸島の核実験は、まさに植民地の問題でもあったからです。なぜアメリカがマーシャル諸島で核実験ができたのか、そして被ばく者をこういう目に遭わせたのか。それは、やはり植民地だからだと。「公正・正義」を求めるジャスティスの問題だと、マーシャル諸島

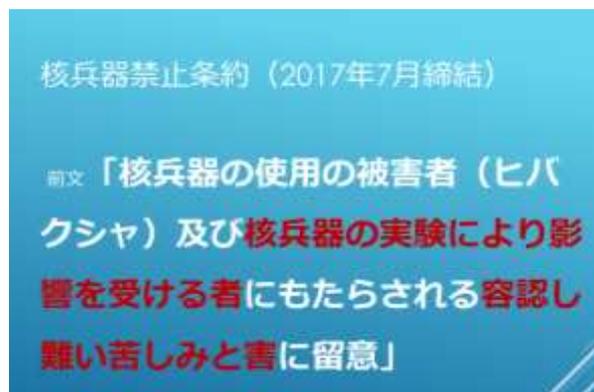


図 11

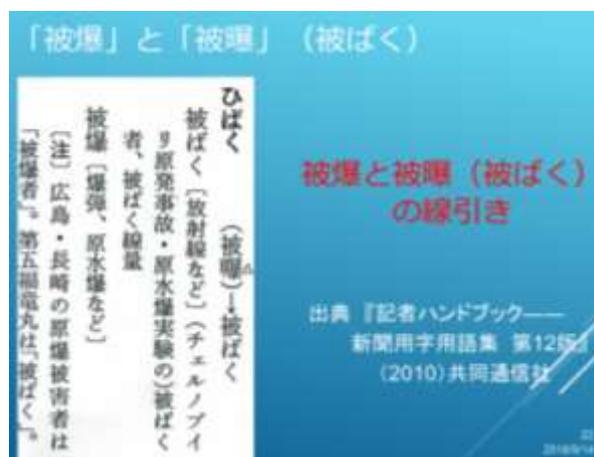


図 12

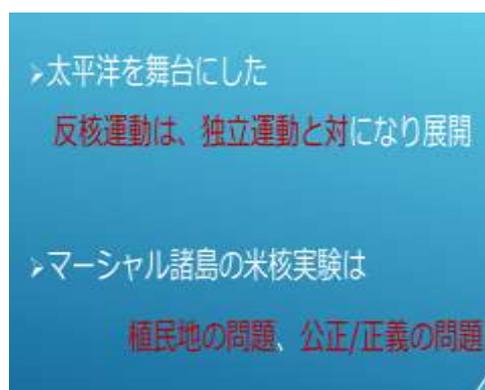


図 13

の今の女性大統領、ヒルダ・ハイネは、核実験の問題を捉えています（図 13）。

この被爆地広島でも、日本の被団協（日本原水爆被害者団体協議会）の初代事務局長の藤居平一さんは、晩年は世界の核被害者を結集して世界の被団協をつくることを提唱されていました。

また、今日も関係者が来ておられますが、ヒロシマ・セミパラチンスク・プロジェクトの運動が広島で地道に続けられています。広島とカザフスタンをつないでいく取り組みです。さらに、2015 年には世界の核被害者のフォーラムが広島では開かれたりします。

そうした動きなども見据えながら、私は唯一の被爆国ではなくて「グローバルヒバクシャ」という言葉を使って、

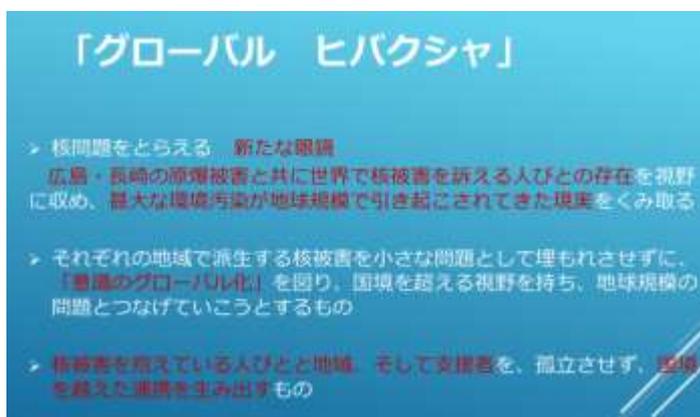


図 14

核問題を捉えていこうとしています

（図 14）。当然「グローバルヒバクシャ」には、広島・長崎の原爆被害を見据えています。それだけではない。世界で核被害を訴えている人々の存在をきちんと視野に入れていこうとしています。そして、これまでの核開発の過程で地球環境汚染をもたらしてきたのだと、この現実をきちんと見るための、言葉の眼鏡が必要だということで、「唯一の被爆国」ではなく、「グローバルヒバクシャ」という言葉をわたしは使っています。

さらに、それぞれの核被災地で起こっている問題は、ややもすると小さな問題と見られがちですが、決して小さな問題ではない、「意識のグローバル化」を図り、地球規模のいろいろな問題とつなげて捉えていこうというのが、グローバルヒバクシャの視点であります。さらに核被害を抱えているそれぞれの地域の人々、そして支援者を孤立させないで国境を越えてつなげていこうと、そういった思いを込めて「グローバルヒバクシャ」という言葉を私は使っています。

「唯一の被爆国」、「人類最初」、「最後の被爆地」とか言って、自分たちの存在を円錐島のように立てて、とんがらせて、被害を強調するという傾向があります。「グローバルヒバクシャ」は、「円錐島」モデルではなくて、「環礁」モデルです（図 15）。環礁を取り巻く一つ一つの島が、それぞれの地域の核被害です。グローバルヒバクシャとは、一つの島を打ち立てて、何でもかんでも同じだと主張するものではありません。環礁のように、小さな一つの島、その島の特色は踏まえつつ、円を描くようにつなでいこうという発想が、グローバルヒバクシャにはあるのです。

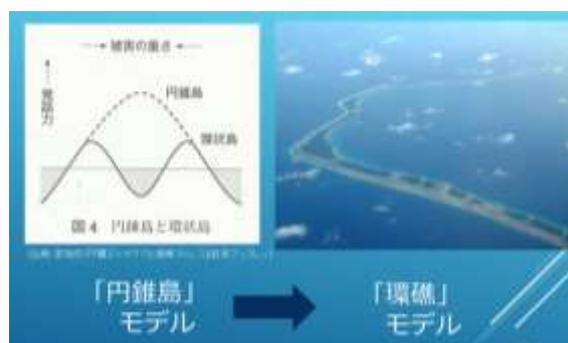


図 15

核被害の問題を、国境を越えた視点を持って捉えていく。そうした地球規模の核被害の広がりを見

据えたいと、もう一度、広島・長崎の原爆投下の意味とか、ヒバクシャの意味を捉え直していこうとするのが、グローバルヒバクシャの発想になっています。

「ヒロシマとマーシャル諸島を結ぶ」と題して今日は話してきました。広島とマーシャル諸島は、ややもすると、広島は原爆投下の話、マーシャル諸島は核実験の話ということで分けて語られますが、共にアメリカの核開発の連続性ということでは一直線につながっている場所なのだとすることを、確認しておきたいと思います。

広島のことは戦時中の話だ、マーシャル諸島は戦後の話だと切り分けられる傾向がありますが、単純に切り分けられる問題ではないのだというお話もしてきました。そして、マーシャル諸島の核実験の背景にある植民地の問題は、それもまさに平和ならざる状態で、平和研究にとって重要な問題だと考えています。

被爆地広島が持つ可能性をマーシャル諸島から見つめていきますと、世界の核被害地と連携していく場所としての被爆地広島の可能性が見えてきます。都市間との連携で非核の世界を実現しようというのは、今、広島も頑張っているんですが、それだけではなく、世界の核被害地をつなげていく場所として、広島は極めて重要なのではないのでしょうか。

核兵器禁止条約には、第6条、第7条に、核被害者に対する援助および環境の回復、その国際協力を進めていこうという条項が盛り込まれています(図16)。広島には自分たちの核被害者に対する救援・援助の歴史はたくさんありますよね。原爆被害者に対する援護をどう進めてきたのか、その歴史や、築き上げてきたものは何か、そうしたことを掘り起こしていくことは、広島・長崎の原爆被害者のためだけではなく、

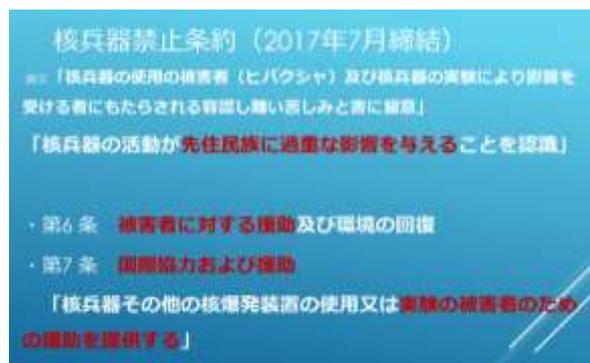


図16

世界での核被害者の援助、国際協力を今後どう進めていくかという点でも、極めて重要なものになってくるわけです。

広島・長崎の原爆投下を、ある意味、一つの点として捉えるのではなく、その面的な広がりを視野に収めてほしい。そうすることで、核兵器禁止条約で規定されている内容も、より理解が進みます。核兵器禁止条約には、前文で「核兵器の活動が先住民族に過重な影響を与える」と書いてあります。でも、広島・長崎だけで見てみると、この意味はなかなか理解できないと思います。

世界の核被害地に目を向けていくことは、核兵器の非人道性、あるいは核時代がもたらしたものは何なのか、まさに片仮名の「ヒロシマ」の訴えをより肉付けをしていくことになります。世界の核被害地に目を向けることは、ヒロシマの存在を薄めるのではないのです。ヒロシマの訴えが補強され、より説得力が増していくのではないのでしょうか。世界の核被害に目を向けることで、核抑止力の批判も、核兵器が実際に戦争で使われるとどうなるかだけではなく、核兵器を開発すること自体の問題性をしっかりと認識し、理解をしていくことにつながり、核抑止力への批判もより説得力を持ってくるのではないかと考えております。

マーシャル諸島の核実験をめぐる具体的な話はほとんどできませんでしたが、本『マーシャル諸島 終わりになき核被害に生きる』（新泉社）も出していますので、ご関心のある方は、ぜひお読みください（図 17）。

今日のお話は以上になります。ご清聴ありがとうございました。



図 17

核兵器禁止条約と今後の課題

福井康人

広島市立大学准教授

ただいま、ご紹介にあずかりました福井でございます。実は私は去年の6月に脳出血で倒れまして、少し話し方がおかしかったり、右手の調子が悪かったりするので、お聞き苦しいところもあるかと思いますが、そこはご勘弁願ひまして、よろしくお願い致します。

今日は多国籍の方が多くいらっしゃるということで、国際シンポジウム、さすが国立の広島大学だなと感じました。スライドは日本語のものしか用意していませんが、これを全部話すと時間がなくなってしまいますので、今日はここで書いてありますところの「国際軍縮法の観点から」を中心にお話をして、それ以外の所にも少しだけ触れて、特に「今後の課題」について述べて、頂いている20分の時間で話そうと思っております。

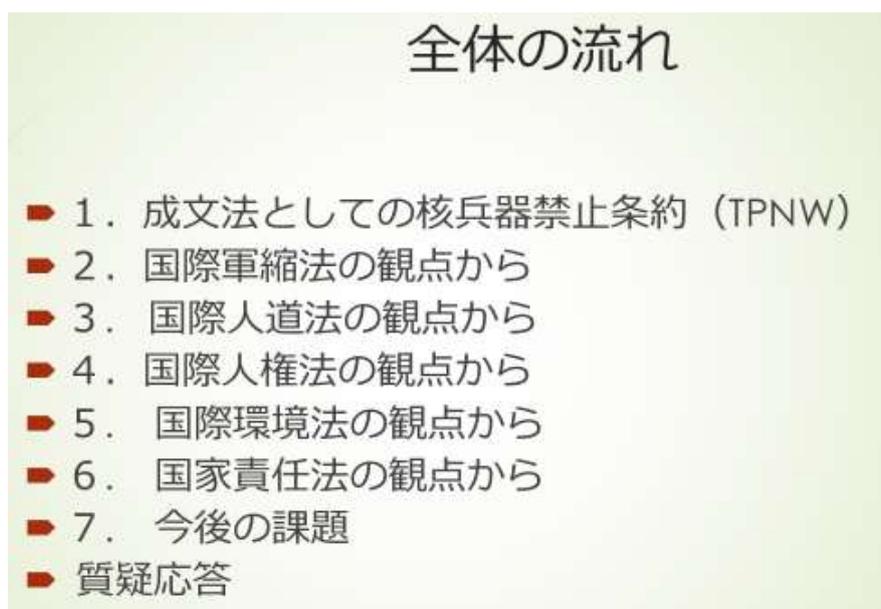


図1

核兵器禁止条約は、一種の複合条約と言っていいものだと思います。実はこれは国連の法務部のデータベースで見ると、軍縮条約に割り当てられた第26章に表示されているのですが、内容ごとに見てみると国際人道法の要素があったり、国際人権法の話や国際環境法の要素、更に国家責任条文には直接触れていませんが国家責任法の要素が含まれていたり、かなり広い分野の内容をしっかりとカバーしないと、この条約が正確に理解できないという難しいところがあります。このためきちんと全て説明することも難しいのですが、今日は軍縮国際法を中心に説明させていただきます。

説明用にパワーポイント資料を作っておりますので、皆さんの中には、私は人権が好きだとか、環境の問題にすごく興味があるとか、先ほどお話があったように損害の賠償をどのようにさせるのかという国家責任法に関心がおありの方とかいらっしやると思いますので、後刻、各自で見ていただければと思います。

では、条約についてですが、正式な名前は「核兵器の使用禁止に関する条約」ということで、英語とフランス語と一緒に並べてありますが、いわゆる公定訳としての正式名称は、まだ日本が締結していないので存在しません。ですから、有志の方とか有識者の方がどんどんこの条約の訳を作ったりされていますが、一応、「核兵器の使用禁止に関する条約」というのが一般的な条約の名前だと思います。

1-1.成文法としての核兵器禁止条約 (TPNW)

- 正式名称：核兵器の使用禁止に関する条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, Traité sur l'interdiction des armes nucléaires)
- 条約の現状：署名国53/締約国13 (7月26日現在)。9月20日に署名開放。国連総会決議に基づき2017年3月及び6月23日-7月7日まで交渉された結果、表決により採択された。
(122か国賛成、1か国反対(オランダ)、1か国棄権(シンガポール))
- 条約の構成：前文24パラ、本文20か条、末文からなる一般的な条約の形式を踏襲している。
- 1996年にCTBTが採択されて以降に国連関連フォーラムで交渉された20年振りの核軍縮・不拡散条約。なお、署名式典に先立ちこの条約の認証謄本は各国に送付されている。

図 2

それから、条約の現状について、これは締約国 13 となっていますが、昨日の段階でニュージーランドが批准しています。これは国連の法務部にメールで登録しておく、例えばある国が新しい条約に入ったとか、条約に基づいて海洋法条約の専門家が指名されたとか、そういうことが各国の外務省ではなくても、私のような個人にも連絡が来ます。それによると、日本時間の今朝の段階で 1 か国締約国が増えております。

この条約は昨年 9 月 20 日に署名開放されて、そこからそれぞれ希望する国が署名しますし、さらにもっと進んで締結に進む国があります。実際、この条約は採択時に 122 カ国が賛成し、オランダが反対し、更にシンガポール 1 カ国が棄権したということで 122 カ国しか入っていません。逆に言えば、日本もそうですが、アメリカを始めとする核兵器の拡大抑止力とかに依存するような国は反対して入っていないという現状があります。

条約自身は前文が 24 パラ、本文が 20 カ条、末文からなるという一般的な条約ですが、1996 年に CTBT (Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty)、包括的核実験禁止条約が採択された以降に国連のフォーラムで交渉された 20 年ぶりの核軍縮・不拡散条約であり、もう既に認証謄本とかは各国に送られています。ですから、米国等強力に反対する国がいても、これは何ら瑕疵なく条約としては成立していて、それが各国には配布されている若干不思議な状況が発生しています。

条約を理解する上で、(エレン・) ホワイト議長が条約を作る時、3月に第1回目の交渉があり、6月から7月に2回目の交渉、即ち最終交渉があったのですが、その際に4つの条約交渉方針を明らかにしましたが、補完性、強化、簡潔かつ非差別性、将来への基礎となるものということです。これが非常に明快なもので、ほぼ実現しています。

1-2.成文法としての核兵器禁止条約 (TPNW)

議長提案(A/CONF.299/2017/CRP.1)起草のための4つの基本方針→概ね実現している。

- (1) 補完性
既存の国際文書を強化し及び補完するものであり、特に核兵器不拡散条約(NPT)に代表される核不拡散体制を弱体化させない。
- (2) 強化
既存の不拡散規範を回避する抜け穴を作らない。
- (3) 簡潔かつ非差別性
条約は簡潔かつ非差別的であり、核兵器の使用について明確かつ強力な禁止を示す。
- (4) 将来への基礎となるもの
将来を念頭において、柔軟性を持たせて長期的に継続できるように設計する。

図 3

条約交渉ではよくあることですが、反対する国は徹底的に最後まで反対します。例えば最近では武器貿易条約の交渉の際も、途中で一国のみ米国が反対して1年間冷却期間を置くこととなり、条約交渉自体が止まってしまった。そして、1年間で頭を冷やして、もう1回、議論をしたのですが、失敗というか、結局手続規則に従いコンセンサスで合意できず、「プランB」ということで、国連総会に持っていった。国連総会では、ご存じのとおり、表決で意思決定が行えますから、それで採択したという状況でした。

しかし、核兵器禁止条約交渉の手続規則では表決による意思決定の採択が許容されていて、これも最終的には表決になったので、そういう意味においては同じです。もっとも、交渉自体はがたがたしながらも、相当順調に短い時間で進んだ。これは、やはり強く反対する国が参加しなかったということは大きいと思います。普通、そういう交渉というのは少なく、ここ最近作られている軍縮条約は、いずれも最後まで交渉に苦慮しているのが実情です。クラスター弾条約もそうですし、対人地雷禁止条約もそうですが、最近の条約交渉では、米国が多いのですが、どこかの国が反対して結構苦労しているということがございます。

まず、条約の前文です。難しい話は別にして、後でもいろいろと議論が出てくるとしますので、簡単にここだけポイントとしてお話しします。

前文というのはどういう役割をするかという、最後に **have agreed as follows** という表現で終わるといのが決まった国際約束の書き方です。公定訳では「以下のとおり協定した。」というふうに必ず訳します。要は、このような話があって、それを踏まえて条約はこういうふうに合意したということです。上ので、上のウィーン条約法条約 31 条の理屈は別として、簡単に言えば、前文が条約の解釈の重要

な指針になると。解釈が分かれる時には、他にもいろいろ参照するものがありますが、その中の一つに条約の前文があり、大事な働きをします。

1-3.成文法としての核兵器禁止条約 (TPNW)

- 条約の前文：条約法条約第31条（解釈に関する一般的な規則）第1項は「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」とし、2項は「条約の解釈上、文脈というときは、**条約文（前文及び附属書を含む。）**のほか、次のものを含める。(d) 条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意（以下略）」とすることから、前文は条約の解釈時に重要な指針となる。
- TPNWの前文：事実の認識と評価（パラ2-7）、使用禁止についての認識と評価（パラ8-11）、軍縮規範と行動（パラ12-17）、関連規則（パラ18-21）、軍縮のアクター（パラ22-24）が取り挙げられており、核兵器の使用禁止問題に関連する問題がバランスよく盛り込まれているものとして評価される。

図 4

中身的には、事実の認識とか、使用禁止についての認識とか、軍縮の規範とか、そういうことがバランスよく取り上げられていて、核兵器の使用禁止問題に関連する問題の所在が分かりやすく簡潔に説明されているものと言えます。

成文法の条約として、最初に注目すべき点と思われるのは、前文の部分で「いかなる核兵器の使用も国際法に反する」ということを明確にしたということです。大量破壊兵器をはじめ、非人道的な兵器については、通常兵器を始め順次使用禁止の方向に、さらにその使用が犯罪化されるレベルまで進んでいる中で、核兵器については最後の手段（last resort）であるとか別の規則があるのだというふうな主張がされるなど、その使用禁止は法的に明確ではなかったです。

1-4.成文法としての核兵器禁止条約 (TPNW)

- 注目すべき点
 1. いかなる核兵器の使用も国際法に反する（パラ10）ことを明確にしたこと。
⇒大量破壊兵器についてはBC兵器をはじめ非人道的兵器の使用禁止さらには犯罪化が進むなかで、核兵器の使用禁止が必ずしも明確でなかった「国際法の断片化（fragmentation）」の状況が解消。
 2. 国際条約で初めて「ヒバクシャ」の用語（「核兵器使用の被害者」）が使用された事例。国連総会決議から条約前文（法的拘束力はないものの解釈の指針として条約全体に働く）への規範化の進展。
 3. 既存のNPT及びCTBTなど核軍縮・不拡散条約を補完し、強化することを明確にした。
 4. 「厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的な核軍縮に至る交渉の締結を誠実に追求し実現する義務が存在すること」を再確認していること。⇒1996年ICJ勧告的意見を確認。
 5. 条約が公共の良心の役割及び国連、国際赤十字、国際機関、市民社会、ヒバクシャ等の努力を認識（パラ24）しているのみならず、同条約の根底にある精神には条約に反対している国も含めて広い支持を得ており、ICANのノーベル平和賞受賞はその証左でもある。⇒EU等も歓迎する談話を発表。

図 5

核兵器を使用すると、当地広島での原爆投下の結果を見れば、どんな非人道的なことが起きるかは明らかなので禁止すべき帰結となると思うのですが、核兵器は最後の手段であるとか、極端な自衛の状況ではどうかとか等議論が生じて明確になっていない。しかし、この条約によって核兵器の使用禁止が明確になり、そういった意味で非人道兵器を巡っての国際法の断片化、フラグメンテーション (fragmentation) の状況が解消されたというのは、重要な点であると思います。

それから、この二つ目については、国際条約で初めて「ヒバクシャ」という表現が使われた条約だと、国際約束だというふうに言え、これは大事な点の一つだと思います。

私の記憶では、日本等が提出した核兵器廃絶決議で「ヒバクシャ」という言葉を使い、それが入ったのですが、それはあくまでも国連総会決議であって条約のような文書ではないわけです。しかし、これは国際約束の中で初めて「ヒバクシャ」という用語が使われていて、OR というかたちで、それについては核兵器使用の被害者が「ヒバクシャ」であるといったことが示されている。ですから、これは「ヒバクシャ」という言葉を国際法の世界で使う際に、今後の一つの依拠すべき先例になり、先ほどの「グローバルヒバクシャ」の考え方とは必ずしも一致しないかもしれません。いずれにしても、両者は何らかのかたちで解釈上の調和が必要かと思えます。

この点は、さらにもっと言うと、もし仮に日本が核兵器禁止条約を締結するとなった場合、日本には当然のことながらヒバクシャ、原子爆弾被害者についての法律があり、同第 1 条に被爆者の定義がございます。ここでは先の大戦の被害者が被爆者とされており、両者の調和が必要であれば、そういったことが今後の課題としてあると思います。それから、既存の NPT (核兵器の不拡散に関する条約: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons) とか CTBT とか、そういった核軍縮・不拡散条約を補完して強化することを明確にしたこと。そして、ICJ (国際司法裁判所: International Court of Justice) の勧告的意見は法的拘束力がないため、4 番に書いてあるこの部分を前文で確認していることも重要と思われます。

あと、条約の根底にある精神については、反対している国を含めて広い支持を受けていることです。特に、公共の良心の役割については、例の Martens clause (マルテンス条項) を暗示するものですが、非常に広い支持を受けている。だからこそ ICAN (核兵器廃絶国際キャンペーン: International Campaign to Abolish Nuclear Weapons) がノーベル平和賞を受賞したり、EU (欧州連合: European Union) 等も歓迎する談話を発表したりしているわけです。日本は金曜日に重なったということもあって外務省内で決裁を採るのに時間がかかったため談話発出が遅れたものの、最終的には談話は発出されています。

では、軍縮国際法の観点から一般的な義務としてどういうふうなものがあるかについて、関連する条文を見ておきたいと思えます。

ほかにもたくさん見ておかなければいけない条文はありますが、軍縮の条約の一つとして、「いかなる状況においても以下を実施しない」ということで基本的義務としてこの条約により禁止されていることが列挙されています。まず、「核兵器その他の核爆発装置」について、核兵器とは何を指すかということについて、核兵器の定義はトラテロコ条約に定義の先例があります。ただ、核兵器とは何かというふうに質問されたときに一般的な答えはできますが、では法的に今までの既存の条約等であるの

かという、実は厳密な意味での核兵器の定義というのは合意されていません。このためここでも触れておらず、「核兵器その他の核爆発装置」という、NPTの表現をそのまま使っています。

2-1. 軍縮国際法の観点から—基本的義務

■ 第1条 (禁止)

1. 締約国はいかなる状況(under any circumstances)においても以下を実施しない。

- (a) 核兵器その他の核爆発装置の**開発、実験、製造、生産、あるいは獲得、保有、貯蔵。**
 - (b) 直接、間接を問わず核兵器その他の核爆発装置の**移譲**、あるいはそうした兵器の**管理の移譲。**
 - (c) 直接、間接を問わず核兵器その他の核爆発装置、もしくはそれらの管理の移譲受け入れ。
 - (d) 核兵器その他の核爆発装置の**使用**、あるいは**使用するとの威嚇。**
 - (e) 本条約で締約国に禁じている活動に関与するため、誰かを支援、奨励、勧誘すること。
 - (f) 本条約で締約国に禁じている活動に関与するため、誰かに支援を要請し、受け入れること。
 - (g) 領内あるいは管轄・支配が及ぶ場所において、核兵器その他の核爆発装置の**配置、設置、配備の容認。**
- 製造 (manufacture⇒ラインで組立)、生産 (produce⇒一般的) の違い
 - 移譲: 兵器の**権限と管理権が同時に移転**すること。
 - 使用の威嚇 (threat of use) と使用するとの威嚇 (threat to use) の違い。後者の方が目的を示すため、**現下の威嚇のみならずより広い射程の用語とされる。**
例: 北朝鮮による10月16日の国連総会第一委員会ステートメントでは後者の表現(threat to use)を使用。
 - 配置 (stationing)、設置 (installation)、配備 (deployment) の違い。固定性等の違い?。

図 6

核爆発装置というのは、プラウシェア計画とか核爆発による大規模な土木工事を実施していた時期には、核兵器をいろいろな使い方をしたので、そういったときのものを指しているそうです。その開発、実験、製造、生産、獲得、保有、貯蔵といったことが、まず禁止されています。これも一つ一つ見ていくと、開発とは何を意味するのかとか、実験とどう違うのかとか、製造と生産はどう違うのかとか、解釈を行う上でいろいろな問題がございます。このため、解釈の問題としては非常に面白いのですが、ただ実際に今度これを運用する段階では、詰めなければいけないことがたくさんある条約というふうにも言えると思います。

例えば製造と生産の違いというと、生産というのは一般的に作ることを言うわけですが、**manufacture** という言い方、フランス語では **fabriquer** と使っていますが、これはラインとかで組み立てるという意味です。それから移譲、**transfer** については、兵器の所有権と管理権の二つが同時に移転することを移譲というふうに他の軍縮条約では使用されています。ほかの条約でもそのような使い方をしているので、おそらくこの条約でもそうなるのだと思います。

あと「使用の威嚇」と「使用するとの威嚇」、**threat of use** と **threat to use** はどう違うのかとか等威嚇の意味を明らかにする必要もあり、これも論点としてございます。

それ以外に、配置、配備、設置とか、そういった言葉はどう違うのかということも、ただ過去の既存の条約で海底非核化条約とかを見ると、参考になるような表現がありますので、そういった先例を基にして、これから解釈を固めていく必要があります。

2-2.軍縮国際法の観点から一申告

■ 第2条 (申告)

1. 締約各国は本条約が発効してから30日以内に国連事務総長に対し以下の申告を提出。

(a) 本条約の発効前に核兵器その他の核爆発装置を所有、保有、管理していたか、核兵器計画については核兵器関連の全ての施設を廃棄もしくは後戻りしない形で転換したかどうかを含めた廃棄の申告。

(b) 第1条(a)にもかかわらず、核兵器その他の核爆発装置を所有、保有、管理していたかどうかの申告。

(c) 第1条(g)にもかかわらず、領域内やその他の管轄・支配している場所において、他国が所有、保有、管理する核兵器その他の核爆発装置があるかどうかの申告。

2. 国連事務総長は受領した全ての申告を締約諸国に送付。

■ 国連事務総長（具体的には国連軍縮部大量破壊兵器課が担当）の役割は大きい。

図 7

2-3.軍縮国際法の観点から一保障措置

■ 第3条 (保障措置)

1. 第4条の一項、二項に当てはまらない各締約国は最低限でも、将来採択される可能性がある追加の関連文書にかかわらず、本条約が発効した段階で国際原子力機関の保障措置上の義務を守る。

2. 第4条の一項、二項に当てはまらず、国際原子力機関と包括的保障措置協定を締結していない締約国は、包括的保障措置協定について合意し、発効させる。協定の交渉はその締約国について本条約が発効してから180日以内に開始。協定はその締約国の本条約発効から18カ月以内に発効。それゆえ各締約国は将来において採択される可能性がある追加の関連文書にかかわらず、義務を守る。

■ 最低限でもNPT上の保障措置に見られる核不拡散措置が想定されている。

⇒NPTで争点の一つとなっている追加議定書 (INFCERC/540)(corrected) レベルの保障措置を義務付けることは明示的に書かれていない。(ブラジルが反対)。

図 8

最近の軍縮条約は、例えば、化学兵器禁止条約 (CWC) もそうですが、最初の状況がどうなっているかということ申告するところから検証が始まります。われわれは冒頭申告と言いますが、どのようになっているかという状況を各締約国から申告させるわけです。

2-4. 軍縮国際法の観点から一廃棄（その1）

▽第4条（核兵器の全廃に向けて）

1. 2017年7月7日以降に核兵器その他の核爆発装置を所有、保有、管理し、また本条約の発効前に全ての核兵器関連施設の廃棄もしくは後戻りしない形での転換を含め核兵器計画を廃棄した締約国は、核兵器計画が後戻りしない形で廃棄されたことを検証する目的のため、第4条の六項で指定する法的権限のある国際機関と協力。その機関は締約諸国に報告。そうした締約国は申告済みの核物質が平和的な核活動から転用されていないことやその国全体で未申告の核物質・核活動がないことについて信頼に足る確証を与えるため、国際原子力機関と保障措置協定を締結。協定の交渉はその締約国について本条約が発効してから180日以内に開始。協定はその締約国の本条約発効から18カ月以内に発効。それゆえ各締約国は将来において採択される可能性のある追加の関連文書にかかわらず、これら保障措置の義務を守る。

- 廃棄締約国の義務：廃棄につき「指定当局」と協力して検証を行い、IAEAとの間で保障措置協定を締結することが想定される。

- 2. 第1条(a)にもかかわらず、核兵器やその他の核爆発装置を所有、保有、管理する締約国は、それらを直ちに核兵器システムの稼働状態から取り外し、破壊する。これは、全ての核兵器関連施設の廃棄もしくは後戻りしない形での転換を含め、検証可能かつ後戻りしない形での核兵器計画廃棄のため、法的拘束力があり時間を区切った計画に沿ってできるだけ速やかに、ただ締約諸国の最初の会議で決めた期限より遅れてはいけない。その締約国は本条約がその国で発効してから60日以内に、本計画を締約諸国や締約諸国が指定した法的権限のある国際機関に提出。本計画は法的権限のある国際機関と協議される。国際機関は手続規則に従って承認を得るため、その後の締約国会議か運用検討会議かいずれか早い方に本計画を提出。⇒「事後の合意」として条約がそのように解釈される。

- 3. 上記二項に当てはまる締約国は、申告済みの核物質が平和的な核活動から転用されていないことやその国全体で未申告の核物質・核活動がないことについて信頼に足る確証を与えるため、国際原子力機関と保障措置協定を締結。協定の交渉は二項で言及した本計画の履行が完了する日までに開始。協定は交渉開始から18カ月以内に発効。それゆえ締約国は最低限、将来において採択される可能性のある追加の関連文書にかかわらず、これら保障措置の義務を守る。三項で言及された協定の発効後、その締約国は国連事務総長に第4条での義務を遂行したとの申告を提出。⇒運用上の地位（operational status）からの除去（検証困難）。

- 4. 第1条(b)(g)にもかかわらず、領域内やその他の管轄・支配している場所において、他国が所有、保有、管理する核兵器その他の核爆発装置がある締約国は、それら兵器についてできるだけ速やかに、ただ締約国の最初の会議で決めた締め切りより遅れることなく、迅速な撤去を確実にする。そうした兵器と爆発装置の撤去に関し、締約国は国連事務総長に第4条の義務を遂行したとの申告を提出。
- 所在領域国の義務：他国の速やかな撤去の確保。多くの国での地位協定の実施に見られるように遵守確保の検証が課題であるものの、進捗状況につき締約国会議及び運用検討会議に報告される形態で担保される（条約4条5）。
- なお、全ての締約国により、廃棄計画を交渉・検証する当局を指定する（条約第4条6）。
- 第4条は（核兵器廃絶に向けた南ア提案がベース）核兵器の廃棄の道筋が法的に具体化されたものであり、軍縮条約として重要な点。

図9

それで、これが出発点になって、この保障措置、今も NPT で核不拡散のための IAEA 保障措置がありますが、それがどのようになっているかということについて、こうしたことを進めたり、今実際に核兵器を持っている国にどのように廃棄させるかとかといった条項が、その後、軍縮国際法として 4 条あたりにつらつらと書いてあります。

次の廃棄についてもそうです。あと、これは NATO（北大西洋条約機構：North Atlantic Treaty Organization）とか、そういうほかの国からの核を預かっている国については、その領域所在国の義務ということで、条約の締約国になると、できるだけ早く国外に持って行ってくださいという義務が課されます。そういった意味において、そこの 4 条の部分というのは、核兵器の廃棄の道筋が法的に具体化されたもので、これは将来に向けての軍縮条約として非常に大事なものだと思います。それで、これを見ていますと、南ア（南アフリカ）のマクラムという職員が条約交渉事務局のトップをやっていたこともあるのだと思いますが、結構、（当初附属として条約案に添付されていた）南アの提案がベースになっているという感じを受けています。

あと、国内実施の話で、これもどの条約にも書いてあることが多いのですが立法措置を取ると。例えば両罰規定とする必要があり、国外犯を罰するとか、そのようなことが必要です。CTBT だと原子炉等規制法を改正して国内担保法としてありますが、この条約をもし日本が将来締結するのであれば、こういったことも考えなければいけないということです。

2-7. 軍縮国際法の観点から—国内実施

■ 第 5 条（国内実施）

1. 締約国は本条約の義務履行のために必要な措置を取る。
2. 締約各国は、個人またはその管轄・支配にある区域で行われる本条約の禁止行為を防止し抑制するため、刑事罰の強制を含め、全ての適切な法律上、行政上あるいはその他の措置を取る。

- 本条はこの条約の国内実施のために立法措置等を求めるものであり、両罰規定（自然人及び法人の双方の違反があった場合には刑罰を科すことにより）により担保される必要がある。国外犯も罰する必要がある。

図 10

あとは人道法の話とか細かい話にいとてしまうと時間がなくなってしまうので、最後の方まで飛ばします。飛ばすのは悩ましいのですが、環境保護の話とか人権条約との関係とか、そういったところは興味深いですし、問題点もあるのですが非常によく書かれているので、ぜひ暇な時にでもお目通しいただければありがたいと思います。

核兵器禁止条約は核兵器その他の核爆発装置の規制を対象とする軍縮・不拡散条約ではあるけれども、国際人道法とか国際人権法、国際環境法、国家責任法等の要素を含む複合的な条約であるというふ

うに私は理解しています。もちろん、ほかにもこういった複合的な条約はあると思いますが、最近の軍縮条約の中では、最も顕著にそういう傾向が出ている条約だと思います。

7-1. 条約の方向性

- ●まとめに：核兵器禁止条約は核兵器その他の核爆発装置の規制を対象とする軍縮・不拡散条約ではあるものの、国際人道法、国際人権法、国際環境法、国家責任法等の要素を含む複合的な条約である。
- ●条約の現状：二重の断片化(fragmentation)問題
 - # 核兵器使用条約により核兵器の使用禁止のみが実定法で禁止されていないという非人道兵器を巡っての法的な断片化は解消されたものの、核兵器国等は依然と強硬に反対するという政治的な断片化が生じている。
 - ⇒禁止条約成立に起因するのではなく、核軍縮を巡っての見解の相違が顕在化したもの。
- ●関連条約との協働：NPT、CTBT、非核兵器地帯条約及び保障措置協定等関連する軍縮・不拡散条約と協働することにより、核軍縮・核不拡散体制の強化に寄与することが期待されている。

【第18条】他の協定との関係 この条約の履行は、締約国が当事国である現存の国際協定について当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該義務がこの条約と整合する場合に限る。(ATT第26条を基に起草。)

図 11

「二重の断片化問題」というのは言葉の使い方が若干不正確ですが、核兵器の使用禁止のみが実定法で禁止されていないという、その非人道兵器の規制を巡っての断片化は解消されたわけです。法的なフラグメンテーションは消滅したわけですが、他方で構造的な、政治的な反対する国と反対しない国が併存し、それがより顕著になって、他の類似の核軍縮のNPT等でも影響が出てきているという状況が課題になっています。

7-2. 今後の課題

- 1.条約の実効性確保：核保有国を如何に関与させるかが大きな課題（ノーベル賞委員会もこの点を強調）。また、先ずは早期発効を目指すことが重要。
- 2.条約の普遍化問題：非核兵器地帯条約とともに「非核のパズル」を埋めることが期待される。ICANのノーベル平和賞受賞はプラスに働く。
- 3.NPTとの調和：条約に反対する国があっても、今後は核兵器禁止条約とNPTとの2つのフォーラムが共存することになる。このため、核廃絶を目指してデュアル・トラック（複線）方式を提唱したい。
- 4.条約運用のための財政基盤の強化：分担金の確実な回収は条約実施体制の構築・運用に不可欠。
- 5.条約の解釈の明確化：「威嚇」の指し示す範囲の問題等条約の適用又は実施のために条約の解釈が明確に示される必要がある。

(シンガポールの発言)

(尊い犠牲の上に今日がある) 被爆地広島からのメッセージの重要性。

図 12

それから、今後の課題ということですが、実効性を確保するということでした。これは保有国をどのように関与させるかということで、この点は大きな問題で、まずは早期に発効させることが重要かと思います。これは二つ目の普遍化の問題と同じです。それから既存の条約であるところの NPT との調和というのが私は非常に大事だと思っていて、条約に反対する国があっても、今後は核兵器禁止条約と NPT という二つのフォーラム、条約の自治体が、いずれ発効した段階で共存することになるので、これをどのように調和させるかということを、きちんと日本政府も考えなければいけないのではないかと思っています。

それから、些細なことですが大事な話を言わせていただくと、やはりお金です。お金は大事で、条約運用のための財政基盤を強化して分担金を確実に回収するということをしないと条約実施体制の構築・運用ができないので、これは非常に行財政的な話で外務省がしっかり見ていけばよいというものでもありません。条約の明確化ということも当然あるわけですが、条約を実施する上でお金は非常に大事であり、この点はしっかり考えておく必要があると思います。

私の発表は大雑把でしたが、以上とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

Achievements and challenges for peacebuilding in Colombia

Camilo Borrero Garcia

Associate Professor, Universidad Nacional De Colombia

Thank you very much to Hiroshima University and the Center for Peace for having me. I belong to the National University of Colombia, the first public university in Colombia, and we have a new agreement with Hiroshima University. I think that it will be a very good agreement between the two universities. Thank you very much to the interpreters. I know that my English is not good enough, and they have the task of interpreting my words. If you do not understand me, you can reach the – I don't know how to say that. I will be here for those that can understand me very well.

I will talk about Colombia and its peace process. Colombia and Japan share only a little. We share the Pacific Ocean, the huge Pacific Ocean. We are rivals in football. That's good. You won one match. Colombia won the other one. We will see what happens in Dubai in four years. And, as do you, many people in Colombia drive Mazda automobiles, and we think that we have a lot of products that are built here in Japan. Nonetheless, we haven't talked very much about peace between Colombia and Japan.

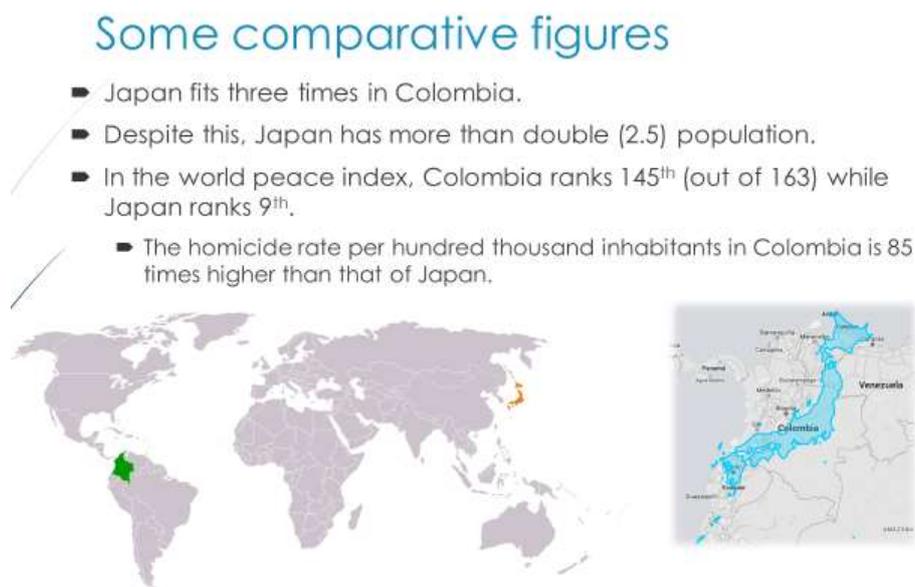


Figure 1

Let me talk about some things about our two countries. Japan fits three times in Colombia. Three times. However, Japan has more than double its population. Thus, we

have a lot of land. In the Global Peace Index, Colombia ranks 145, while Japan ranks 9. The homicide rate per 100,000 inhabitants in Colombia is 85% higher than the Japanese rate – 85%. Yes, Colombia is a complex and paradoxical country. Pretty country, but a strange country.

It's the second most biodiverse country in the world. We have more than 50,000 species in Colombia; 1,200 are in danger of extinction. For those who love birds – I know that there are people who love birds very much – Colombia is the first country in the world in variety of birds. We have 1,900 species of birds and 300 of them are endemic. They are only from Colombia and Brazil. You can observe rare species that can only be seen in Colombia.

We have 477,000 square kilometers of Amazon area, and we are – this is not something to be proud about – the world's top coca grower in the world: 188,000 hectares.

The country is first in the world in internal displacement – the first country in the world in internal displacement, 7.7 million people. In Syria, the internal displacement is only 6.3 million people. Meanwhile, Colombia has 8 million victims from the armed conflict.

Colombia also has great human diversity. Eleven percent of the population recognizes themselves as Afro-descendants. Two point seven percent of the population corresponds to native people of the continent. Eighty-seven pueblos are found in Colombia and thirty-four of them are in danger of extinction. Seventy-six percent of the ethnic territories in the country are affected by the armed conflict.

Characteristics of the Colombian Conflict

- Colombia is a country of **regions** → **huge differences** between urban and rural areas.
- The armed conflict was experienced as a **war in some rural areas** and as **terrorism in large cities** (Bogotá, Medellín)
- Of 1103 municipalities of the country, the most visible **conflict is in the fourth part** (150 to 200 municipalities). The majority located in areas with illegal economies and low state presence.

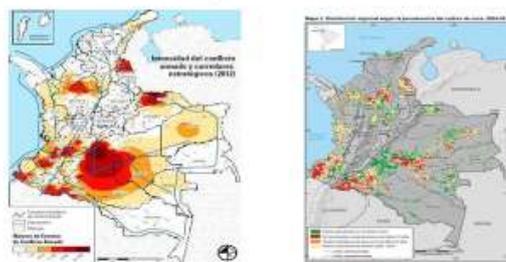


Figure 2

Why the Colombian Peace Agreement?

- First in operate fully under the influence of the Rome Statute (September – November 2016).



- A wide range of international presence: guarantors and accompanying countries, special envoys, United Nations Special Political Mission to verify disarmament. The agreement deposited in Geneva, Switzerland, (International Humanitarian Law IHL instruments).

Figure 3

What are the characteristics of the Colombian conflict? Colombia is a country of regions where there is huge difference between urban and rural areas. The conflict was experienced as a war in some rural areas, but only as terrorism in large cities such as Bogotá and Medellín. There are no armed people in large cities. You never see the war in the urban areas. You see the war in the rural areas. These are rural wars in Colombia.

The most visible conflict is in the fourth part of our country. You can see two maps and where the conflict is. These are also the places where there are coca crops in Colombia. So, there are huge implications between coca, violence, and conflict.

- It wasn't an agenda with previous claims. It was a **Conversation Table**.
- Adjustments or institutional measures that must be carried out to solve problems in the field of **rural reforms, political participation and integral reparation to victims**.
- In the Table the parties are **equals**.
- Indirect participation of civil society: more than 10.000 proposals, 2.000 of the direct victims.
- It took **five years** for the first agreement.
- (2011, september 2016).



Figure 4

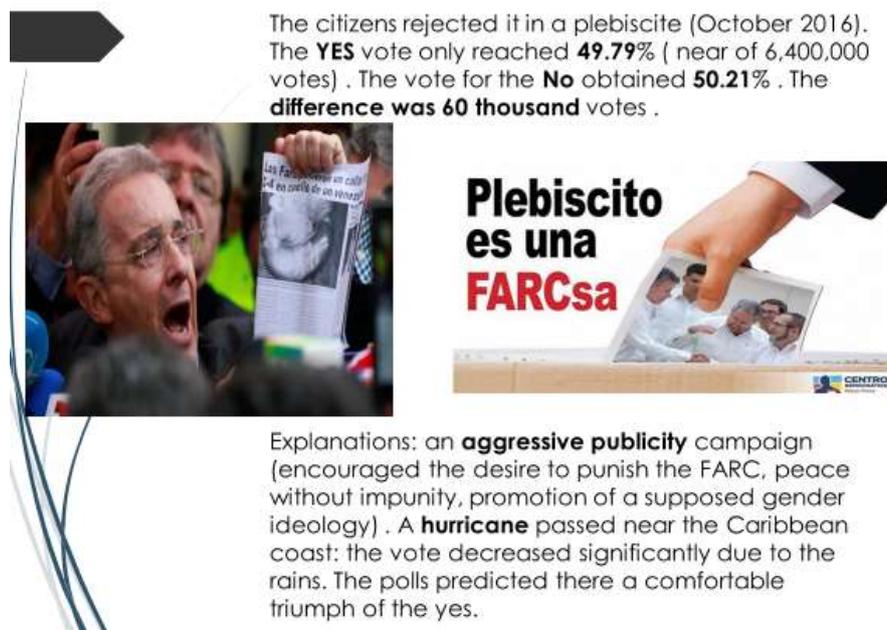


Figure 5

Why the Colombian Peace Agreement? The Colombian Peace Agreement is the first to operate fully under the influence of the Rome Statute. It was signed between September and November 2016. It's a peace agreement that has a huge international presence. Right now, for example, we have a special political mission of the United Nations in Colombia. We have our companions from Cuba, from Norway, from the United States, from Germany. There are a lot of people from the international community involved.

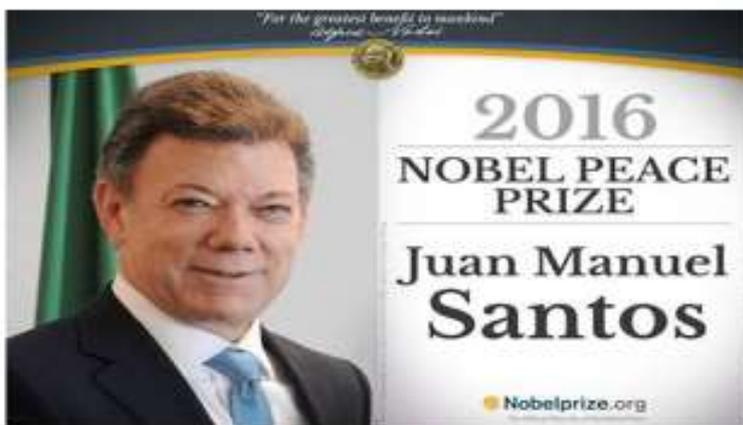
Methodologically, the peace agreement is very interesting. Colombia did not have an agenda with previous claims. It was a conversational round table, and in the conversation, two delegations discussed rural reforms, political participation, and integral reparations for victims. Please keep eight million victims in mind.

During this conversation, at least, the two delegations were equals. They also had the indirect participation of civil society; of more than 10,000 proposals, 2000 came from direct victims of the conflict. It took five years for the first agreement to be reached in September 2016. But the citizens rejected this agreement in October 2016. The "Yes" vote only reached 49% – something like that – and the "No" vote obtained 50.21%. The difference was 60,000 votes. Only 60,000 votes between "yes" and "no," with around 6,400,000 votes on each side. So, a very little difference.

Why did the people reject the peace agreement? This might be because the supporters of the "No" campaign had aggressive publicity, saying that the agreement was peace with impunity and they wanted peace without impunity. Other people say that there

was a gender ideology in the peace agreement. I don't know very clearly what a gender ideology is, but people say that. A hurricane passed near the Caribbean coast, and the voter turnout decreased significantly due to the rains. The polls predicted there would be a comfortable triumph for the "Yes" vote, but no – they did not win.

President Santos won the Nobel Peace Prize one week later (October 7 - 2016).



Support of the international community.

Figure 6

One week later, President Santos won the Nobel Peace Prize. That was a signal that the community, the international community, supported the peace agreement.

The promoters of the "No" campaign, they made 58 observations, and – in less than a month – a new agreement was reached on November 23, 2016. Most of the observations were incorporated, except for those related to political eligibility and jail. Those were points that were complicated.

After a year and a half of slow implementation, the party that opposed the peace agreement won the election. Next Monday, the new President of Colombia, Iván Duque, will reach the presidency, and he is against the peace agreement. Why? The Revolutionary Armed Forces of Colombia (FARC) fulfilled in abandonment of arms. Seven thousand people were armed, and they delivered almost nine thousand weapons. It's the highest rate of demobilization in any conflict in the world, with a rate of 1.3 weapons turned in per demobilized person, so FARC fulfilled.

Violence rates decreased in Colombia. The national rate of homicides, kidnappings, displacements, and injuries was reduced. You can see the graphic. But in 55 municipalities, there were increased homicide rates and security problems. Why? Because of the presence of dissidents, new armed groups, and coca crops.

After a year and a half of slow implementation, the party that opposed the peace agreement won the elections



Figure 7

The promoters of the NO made **58 observations**. In less than a month a **new Agreement** is reached (November 23, 2016). Most of the observations were incorporated, except for **political eligibility and jail**.



Figure 8

One hundred sixty social leaders and forty demobilized members of FARC have been killed since the signing of the agreements, one every three days. Most of them were peasants that had claimed they owned their lands. We are polarized over two questions, and that's the core of this discussion. The first question is about transitional justice. Can we have a transitional justice system that does not contemplate jail for those responsible for crimes against humanity, but does offer reparatory measures for victims?

The second question is whether we can allow restricted exercise of the policy on the part of leaders of the old guerrillas, who have a presence in elections and in Congress. We have two photographs. In one is the leader of the guerrillas, Timochenko, who wanted to be president and people didn't want him. He was protected by the police because – I don't

remember the word – they threw water, eggs, tomatoes, all kind of things at him. And on the other side, we have leaders of the guerrillas in Congress.

FARC Fulfilled in Abandonment of Arms

- Of 11,816 demobilized, 7,000 armed. 8,994 weapons delivery, **rate of 1.3 per demobilized** (the highest that has been presented in these processes).



Figure 9

Violence rates decreased, but...

- The national rate of homicides, kidnappings, displacements and injuries reduced.
- In 55 municipalities increased homicide rates and security problems. Presence of dissidents, new armed groups and coca crops.



Figure 10



The polarizing questions

- Transitional justice system for those responsible for crimes against humanity that do not contemplate jail but if reparatory measures.
- Restricted exercise of the policy on the part of leaders of the old guerrilla: presence in elections and in the Congress.



Figure 11

These two things are difficult questions, and we think that in Colombia we do not have the answers, but we are polarized about the answers. Impunity or no impunity. Justice or peace. I think that the international community has a to support that peace agreement. Why? Because they can illustrate forms of reconciliation and peace building. I want to think that, for example, Japan had a common proposal in building peace, and because of that the reconstruction was possible.



160 social leaders and 40 demobilized members of the FARC have been killed since the signing of the Agreements. One every three days.



Figure 12

International Community

- Illustrate forms of reconciliation and peace building.
- Press compliance of the State with the agreement.



Figure 13

Colombia does not have a common proposal in the construction of peace, and we can share experiences between the two countries about that. And we can praise state compliance with the agreements, not only because the agreement is better and will help address the violence of the war, but because if the state complies and keeps its word, it is better for other countries and for the people in Colombia who want peace.

If the state doesn't comply or keep its word, how can we speak to other people about peace when the same state says, "No, I don't care about peace?" That's a great problem for us. In the past 15 days, I was in Lausanne in a summer school. I was talking about the peace agreement in Colombia. I have a slide presentation of nearly 100 slides, and I wrote a document of 60 pages about peace in Colombia in French. I can share both of them with people who want to know more about our country, because we need to speak about people – about us – and we need your support, and we need to be with the world in this construction of peace in the world.

Thank you very much.

ビジネスを通じた平和構築

片柳 真理

広島大学平和センター副センター長・広島大学大学院国際協力研究科副研究科長・教授

ただいま、ご紹介にあずかりました片柳と申します。よろしくお願い致します。

今日は平和構築の中でも少し変わった分野と言いますか、新しい分野であります「ビジネスを通じた平和構築」というお話をさせていただきたいと思います。

全体の流れとしてはこのような感じですが、まずは平和構築とは何なのか、その活動が多様であるところを、皆さんがどれくらい平和構築になじんでいらっしゃるかわからないので、最初に少しだけお話しさせていただきたいと思います。

それから、ビジネスと平和に関するこれまでの研究について短くお話しさせていただきます。

その上で、ビジネスを通じた平和構築について二つ事例をお話しします。一つ目は、日本の企業家の話です。二つ目は、「内から育つ」というのはローカルなということですが、内から育つ企業家の話ということで、私が以前仕事をしておりましたボスニア・ヘルツェゴビナのお話をさせていただきます。そして、最後にまとめというかたちにしたいと思います。

「平和構築とは？その多様な活動」ということですが、皆さん、もう平和構築は分かっているというところでしょうか。そうしたら、これはスキップしてもいいぐらいですが、本当に簡単にお話しさせていただくと、平和構築そのものの定義はさまざまです。表現がいろいろありますし、どれくらいの範囲を含めるか、どこまで具体例を挙げるかとかいろいろな違いがありますが、一般的な話として、これを入れさせていただきました。

武力紛争の発生、再発、継続を防ぐという目的ですね。そして、最終的な目的としては持続可能な平和をもたらす、そこを目指しているということです。そのための活動としてどういうことを行うのかというと、そもそも紛争が起こった原因に対処しなければいけないので、それに対処できる政治的・社会的・経済的な制度の構築を含む多様な活動ということになります。

話の流れ

1. 平和構築とは？その多様な活動
2. ビジネスと平和に関するこれまでの研究
3. ビジネスを通じた平和構築
 - (1) 平和構築に取り組もうとする企業家
 - (2) 内から育つ企業家
4. おわりに

図 1

平和構築とは？

- 武力紛争の発生、再発、継続を防ぐために
- 持続可能な平和をもたらすことを目指して
- 紛争の原因に対処できる政治的・社会的・経済的制度的構築を含む多様な活動

図 2

もう少し具体的な話を次にさせていただきます。キャップストーン・ドクトリンというのは、国連が2008年に出しました平和維持、ピースビルディング（Peace building）ではなくてピースキーピング（Peace keeping）の方のガイドラインを示したものですが、この中で平和構築についても触れています。

そこでは平和構築において必須の活動分野を四つ挙げています。まずは「安全をもたらす公共の秩序を維持する国家の能力向上」ですね。まずはセキュリティ、安全がなければいけないということで1番目になります。それから、「法の支配と人権の尊重の強化」。こういった社会を目指すかと言えば、法の支配がなければ、あるいは人権が大規模に侵害されるようなところでは平和にはならないということです。そして「正当な政治制度と参加プロセスの創出を支援」する。次の例でこの部分をご説明させていただきます。さらに「社会・経済復興と開発の促進」。これらは必ず

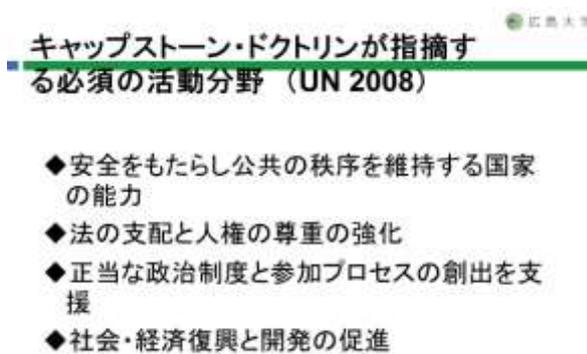


図 3

入らなければいけないものだとされています。もう少し細かい具体例がこれらになります。先ほども言いました法の支配、あるいはセキュリティというところでは治安部門改革といったことが行われます。例えば軍隊とか警察とか、きちんと民主国家に沿ったかたちの軍隊あるいは警察になるようにといったことを行います。そして武装解除、動員解除、社会復帰といったことも行います。

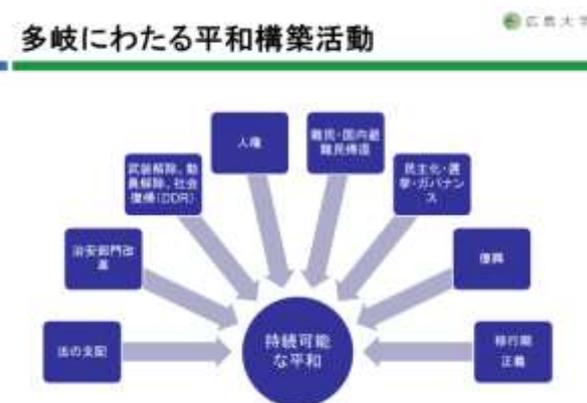


図 4

それから人権の保護。難民・国内避難民の帰還を支援する。あるいは、先ほどの正当な政治制度と言いますのは、やはり民主的な選挙が行われて、それによって選ばれた正統な政府が統治を行うといったことになります。

そして復興、移行期正義。先ほど Camilo 先生のお話にも出てきました移行期正義ですね。紛争中の人権侵害等をきちんと裁くということになります。そして和解を求めるといったことにつながっていきます。

ここでビジネスの方に話を切り替えたいと思います。これも先行研究のところは簡単にお話しさせていただきます。まずは平和構築の研究というよりは経営学の方から Peace through Commerce という研究がなされてきました。

その背景にあるのは何かというと、企業の社会的責任、Cooperate Social Responsibility というものが世界の中で主流化してきたということがあると思います。ここの部分については、また次のスライドでもう少し詳しく説明させていただきます。

ほかにも、おそらくこの中でもご存じの方がいらっしゃると思いますが、国連グローバル・コンパクトの政策研究などが行われていまして、Business for Peace というようなことが言われています。ここもガイドライン、規範を形成していく、企業も人権を守るとか、平和に即するような活動をするといった企業側の規範を作っていくという流れがあります。

あるいは、もう少し個別の機関になると、米国の平和研究所などが、やはり peace through tourism、観光を通じて平和を推進するといったようなプロジェクトをやっていたりします。

最後の一つの例、International Alert というのは NGO（非政府組織：non-governmental organization）ですが、プロジェクトのような活動とともにかなり調査・研究などもしている NGO で、こちらが非常に多くの事例研究などを行っています。ですから企業が実際にやっている活動がどのように平和につながっているかという具体例を大量に集めて発表したりしています。

最初にお話しした Peace through Commerce はどういう内容なのかということですが、企業というのはそもそも利潤を上げなければいけないので損失を抑制しようとする、そしてリスクを管理しようとする、そういった活動そのものが多かれ少なかれ持続的平和の促進に貢献するのだというのが、この Peace through Commerce の研究で言われてきました。

平和に影響を及ぼす企業の諸活動とは何なのかと言いますと、一つ目は、そもそも経済発展を進めることに役に立つのだということです。これはまさに普通の企業活動が経済を発展させて、そうすると平和につながるということを言っています。

二つ目は、企業の活動の在り方が、先ほども規範形成のお話に触れましたが、法の支配を推進するか外部評価を導入するか監査をやるといったようなことですね。それによって汚職を抑制し、透明性を増す、ガバナンスの向上にも役立つといったことがあります。



図 5

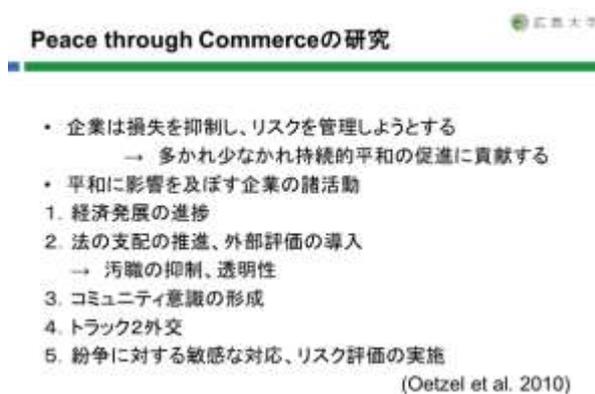


図 6

三つ目は、コミュニティ意識が形成される。企業が健全な経済活動を行うことにより、その従業員であり、その従業員の家族であり、従業員の住むコミュニティでありといったものにコミュニティ意識を作っていくということが言われます。

四つ目のトラック 2 外交というのが少し一般の企業活動とは違うのですが、これは企業が国家において持つ影響力というものに依拠しています。例えば、ある比較的小さな発展途上国に大型の多国籍企業が進出するとします。すると、その企業の持っている経済力というものは、その国家の予算規模に匹敵するようなものであったりすることがあります。ということは、その企業が国家に対して持つ影響力は非常に大きくなります。

この企業が、その国において紛争が起こらないようにと、例えば二つの集団間で争いがあるときに、間に入って暴力的な紛争はやめましょうといった働きかけを行うと、これがいい効果を生むという事例がこれまでもあります。要するに政府が外交を行うのではなく、政府ではない非国家主体が外交を行う、こういった紛争を抑えることに活躍するという、これをトラック 2 外交と言っております。

五つ目が、紛争に対する敏感な対応、リスク評価の実施ということ。これはまさに最初の行に書いてあります、企業がそのリスクを管理するという特徴が紛争を抑える、あるいは紛争に対応することに役に立つのだといったことが研究されています。

これら五つのうちの四つは、まさに普通の企業の活動で、この研究で言っているのは、企業は平和に積極的に関わるのだということではなく、企業が普通にやっている活動が実は平和に貢献するのだということを主張しています。

そこで、今日のメインとなるお話は、このビジネスを通じた平和構築ということで、むしろもっと積極的に企業が平和構築に関わりませんか、関わることができるのではないのでしょうかというお話です。

今日来ていただいている方々の中に、私は企業家です、ビジネスに携わっていますという方はいらっしゃいますか。

残念ながら手が挙がりませんね。お友達に企業家がいたら、ぜひこの話をお伝えいただければと思います。

この先ほど言いました NGO の International Alert。International Alert が何を言っているかというところ、共通益を特定しましょうと。企業も一般の人々も、あるいは政府も関わるかもしれませんが、一般的には対立し合う集団の間で共通の利益を特定する。そして、その共通の活動を行う、その参加規模を拡大していく。そうすると対等なパートナーとしての継続的關係に進化していく。だから、ビジネスは平和構築に貢献することができるというのが International Alert の取っている立場です。個人からコミュニティへ、そしてより広く社会へということで、この共通益の特定というのが重要になります。



図 7

そこに私が足していきたいと思うのは、こういうことも言えるのではないかと。私自身も、先ほどご紹介いただきましたが平和構築の現場にいて観察してきたこと、それから、今、研究としてやっていることの中から、ビジネスと援助との違いを考えたときに、ビジネスというのは自主性が必要なわけですね。援助を受けるということに自主性はあまり必要ない。

援助の弊害としてよく言われるのは、受け取ることに慣れてしまう、自分が積極的に自分の生活を立て直そうとするのではなく、誰かが、例えば学校を立て直してくれるとか、道路を作り直してくれるとかということに慣れてしまう、それが問題だと。

ビジネスというのは、自主性がないとできないということがあります。自主的に何かをやっていくことにより、社会参加でもありますので力をつけていく、エンパワーメントですね。ビジネスというのは一人で単独にはできない、必ず顧客であったりビジネスパートナーであったりという相手がいるので、協働するということが必要になります。さらに信頼醸成、信頼がないところにビジネスは成り立たないということですね。こうした要素が含まれるが故に、ビジネスは平和構築に貢献できるのではないかというのが私の見ているところです。

先ほど申し上げましたが、まずは日本の企業家のお話をしたいと思います。

日本の中で何人かの企業家の方にインタビュー調査を行いました。そこで見えてきたことは、現代社会に関する問題意識というのを、もちろん企業の方たちは持って、あるべき社会へのビジョンというものも持っている。そして、ビジネスを通じてこれを実行していこう、つまりビジョンを現実にしようという働き方をされている方たちがおられます。

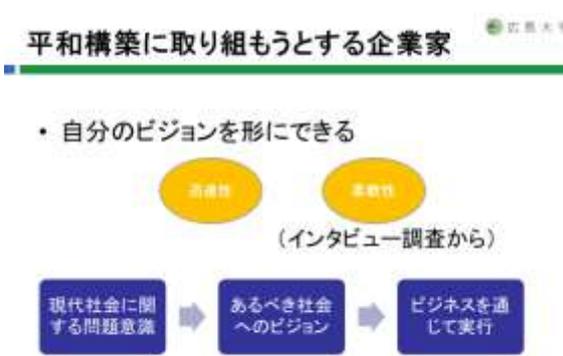


図 8

では、なぜ自分のビジョンを形にするのに企業、ビジネスという形を取るのかとお聞きしたところ、まず迅速性ですね。大企業に勤めていますということではなく、社長である場合もありますが、自ら経営陣の中に入って経営方針を決める立場にある方たちが、企業というのは迅速に動ける、官僚主義ではない、そして柔軟に動けるといったことを共通して言われます。

今日は特に吉野慶一さんという方のお話をさせていただこうと思います。この方のお話が私は大好きでというか、インタビューさせていただいて本当に感嘆しました。それで、吉野さんのお話を論文に書いていいのですかとお聞きしました。というのは、ここに彼の一つの重要なアイデアが入っていて、それを私が論文に書いてしまうと公開してしまうわけですから、それはいいのでしょうかとお聞きし

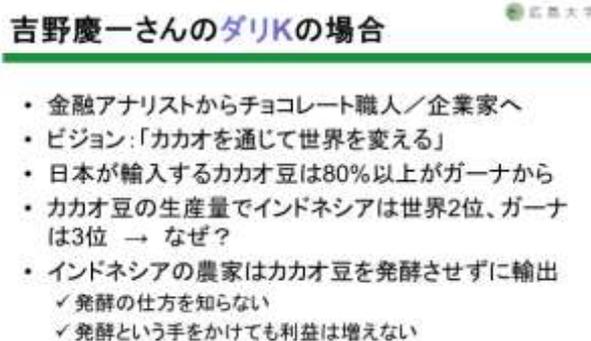


図 9

たのですが、全然構いません。これを参考にして他の方が同じようなことをして世界の役に立つのだったら全く構いませんと言っていましたので、このお話をさせていただきます。

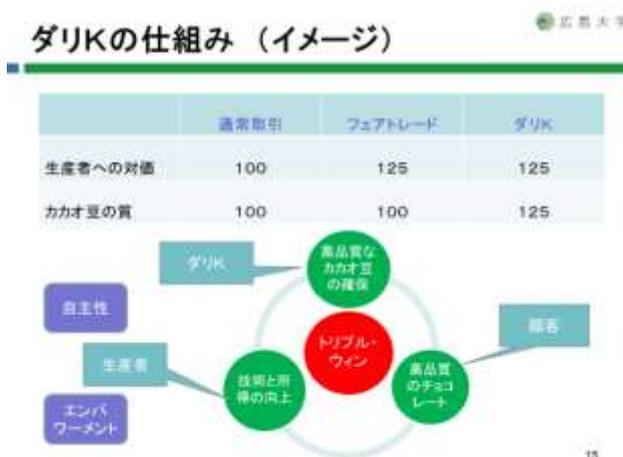
「ダリ K」というブランドを皆さんはご存じでしょうか。これはチョコレートです。この方は元金融アナリストですが、それがチョコレート職人であり企業家でありという立場に変わった方です。彼の今のビジョンは「カカオを通じて世界を変える」というものです。

日本が輸入するカカオ豆は80%以上がアフリカのガーナから来ていますが、もっと近いインドネシアは世界第2位の生産量があります。ガーナは世界3位です。なぜなのか、これが吉野さんが最初に抱いた疑問です。それで調べたところ、インドネシアの農家はカカオ豆を発酵させずに輸出している。その理由は、発酵の仕方を知らないというのが一つと、もう一つは発酵という手をかけても自分たち農家が受け取れる利益は増えない。なぜなら、そのカカオ豆の価格自体の設定は世界市場でされているからということでした。

そこで吉野さんが考え出した方式というのが、こちらです。これはイメージということで、数値の方はあくまでイメージですので正確なものではありません。通常取引では、カカオ豆の品質が100であるときに生産者への対価が100だとします。フェアトレードになりますと、100の質のものに対して125を払う。これによって、その農家の人たちを助けようという活動です。

ダリ K がやろうとしているのは、125の品質に対して125を払う。つまり、この品質そのものを上げていこうということです。もちろん、それには発酵の仕方を指導するといったこと、あるいは機材まで提供するということが、無償で提供しています。そういうことをして、実は生産者のやる気、先ほどの自主性になってくるのですが、生産者の方のやる気を増すことによって生産者の力をつける。先ほどの自主性とエンパワーメントですね。これがトリプルウィンを生むというのが吉野さんの考え方です。

生産者は技術を向上して、さらに所得も向上する。そして、チョコレートのブランドであるダリ K は高品質なカカオ豆を確保することができる。顧客は高品質のチョコレートに対して対価を払うということですので、みんながいい状態になる、これがトリプルウィンであるというのが吉野さんの考え方です。



開発から平和構築へ

- インドネシアの試みをフィリピンのミンダナオでも

2018年7月26日
 パンサモロ基本法発効
 イスラム自治政府の樹立を認める

- ダリKについてはHPをご参照ください
<http://www.dari-k.com/>

図 11

ここまでの話は実は開発です。開発の活動として吉野さんはインドネシアでこれをやりました。今、吉野さんは、これをフィリピンのミンダナオでやろうということで現地に入ったりされています。実はミンダナオは2018年7月26日、数日前にバンサモロ基本法を発効しましてイスラム自治政府の樹立を認めるということで、紛争状態にあったところが、今まさに平和を確立していこうという平和構築の段階。長いこと平和構築の段階にありますが、まさに本格的にそれを進めようというところなんです。そこで吉野さんの力が、また発揮されることを私も期待したいと思っております。

これが日本の企業家のお話でしたが、より詳しくはダリ K のホームページに書かれています。関心のある方は、ぜひご覧ください。今のトリプルウィンのシステムなども詳細に吉野さんご自身の言葉で書かれていますので、ぜひご参照ください。

今度はローカルな内から育つ企業家ということで、ボスニア・ヘルツェゴビナの事例をお話しさせていただきます。これは皆さんもご記憶かもしれませんが、1990年代の初めですね。ユーゴスラビアの崩壊に伴って紛争が起こりまして、ボスニアは民族構成が複雑



図 12

だったために、ユーゴスラビアの中でも一番凄惨な戦争、戦いがあった所です。

この地図は民族の移動を表しています。赤い線、セルビア人が主に西から東へと移動し、クロアチア人は北に、あるいは西にということでクロアチア方面に移動し、ムスリムの人たちはボスニア・ヘルツェゴビナの真ん中の方に移動しという紛争に伴う民族移動が起こったことを表しています。

これも時間の関係であまり詳しくお話しできないので分かりにくいのですが、薄い色ほど民族が混住していることを示します。そして濃い色ほど単民族化が進んでいることを示します。1991年、紛争の直前に国勢調査が行われまして、その時はまだ薄い色、薄い黄緑とか薄いオレンジとかが結構ありましたが、それが2013年、1995年に和平合意が結ばれているので随分たっていますが、それでも、この濃い色になってしまった状態があまり変わらない。

この紛争では民族浄化というものがキーワードになりましたが、この濃い色の付いた方がボスニア・ヘルツェゴビナ連邦、薄い色の部分がスルプスカ共和国です。そして、このブルチュコ特別区というのが一番上

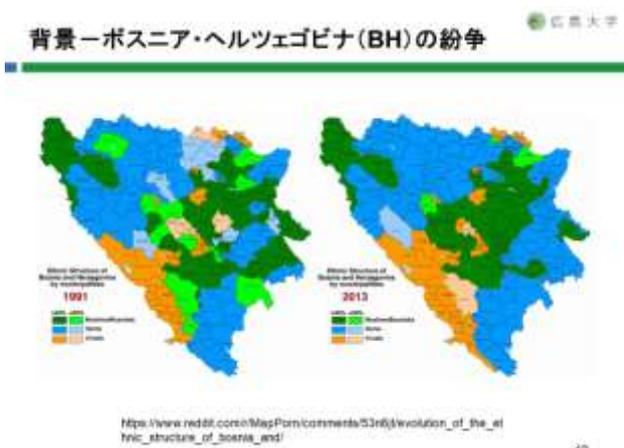


図 13

スルプスカ共和国というのは、ほぼセルビア人ばかりになってしまった所です。ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦の方は、逆にセルビア人がスルプスカ共和国の方に移ってしまって、ムスリムの人たちとクロアチア人、つまりカトリックの人たちが多く住むようになってしまったという場所になります。政治機構がこのように二つに、なぜか一つの国家の中に共和国と連邦があるという不思議な国です。このように政治体制が分かれてしまったために、この民族の分断というものが、ある意味、固定化してしまったという難しい平和構築の行われている国家です。

では、そこで一般の人たちはどういうことをやっているのかということですが、ここで今回ご紹介するのは一つの会社の例です。ビーエイチ・クラフツ社という会社があります。これは、ほぼ女性だけで作られている会社です。その発端は、国内避難民キャンプ。この紛争の間に国内避難民のためのキャンプが作られまして、そこに集まった女性たちに対して、ヨーロッパのNGOが心理的ケアのために毛糸と編み針を提供します。それで編み物をする中で気持ちを少し穏やかにすると、そういうために行われたNGOの支援でした。

この受け取った毛糸と編み針で、女性たちはいろいろな編み物を作ります。セーターとか靴下とか伝統的なものがありますが、それを作ります。そして、当時、駐留していた国連保護軍、UNPROFOR(United Nations Protection Force)に対して、彼女たちの働きかけでオークションを開催させてくださいと言ったところ、いいですよ。オークションと一緒にファッションショーもやりたいというのも構いませんということでやりました。これが非常に成功して起業の資金を得ることになります。

ここで資金を得た彼女たちは、ボスニアン・クラフトという会社を設立します。会社を設立したところで、注文がないといけないわけですので、今度は彼女たちがヨーロッパの慈善団体に働きかけて、その慈善団体が難民支援のために配る物資を私たちに作らせてくださいと申し出ます。これを承知してもらって、また彼女たちが製作をして大量発注をもらうということで企業として発展していくわけです。



図 14

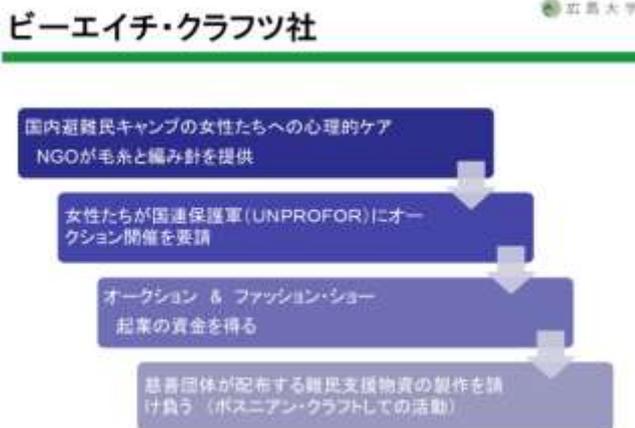


図 15

1997 年になりますと、世銀のプロジェクト、Knitting Together Nations というものを請け負いました。これもまたボスニア全土で女性たちが参加したプロジェクトになります。このプロジェクトがパリのユネスコでのファッションショーにもつながりまして、このファッションショーで知り合ったイタリアのデザイナーが自分の所にも納めてほしいということで、イタリアへの輸出も開始します。

そこで世銀は、成功したプロジェクトですので、あなたたちはボスニアン・クラフトという会社をやめて Knitting Together Nations ということで自分たちのプロジェクトをやってくれませんかと申し出る。しかし、これに対して彼女たちは、私たちはボスニアのブランドを作りますと言って、世銀の申し出を断ります。

そういうことで、今現在、彼女たちが作っている商品はこのようなものです。常時、120 人から 150 人の女性が契約して作品を提供していますが、大量の注文が入ったときには契約が 700 人ぐらいに膨らむこともあるということです。

では、この事例をどのように解釈できるのかと言いますと、まさにエンパワーメントですね。もともとは自分たちが国内避難民、あるいは難民だった女性たちもいますが、その人たちが自活していく。そして、このグループというのは完全に民族の別を意識していません。多民族構成です。エンティティとか民族とか、そういった境界を越えた協力をしています。つまり協働と信頼醸成がそこに成立しています。そして、世銀の申し出を断るほどの主体性を持っています。

今では、アメリカでオンラインショップが成功していますし、日本にも輸出していたことがあります。私がインタビューさせてもらった時には、前は日本にも輸出していたけれども、今、輸出が止まっ

事例 つづき

広島大学



図 16

事例 つづき

広島大学



図 17

事例 つづき

広島大学

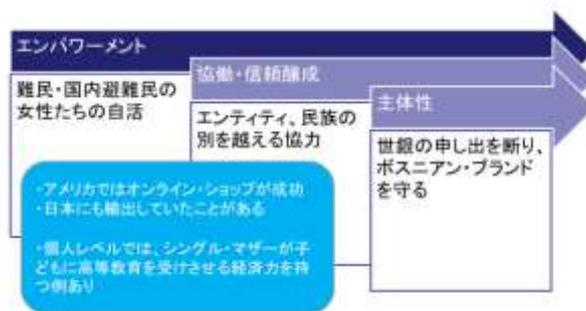


図 18

ている、ぜひ誰か輸入してくれないかということをおっしゃったので、ご興味のある方は、ぜひお声がけください。

個人レベルでは、例えば、戦争で旦那さんが亡くなった方たちが非常に多くいますのでシングルマザーが多いのですが、この方たちが子どもに高等教育を受けさせたりする経済力を持つまでに至っています。

これは政治的分断が今も続いている中で一つの対抗になり得るのかと。まだ「なり得るのか」という疑問の段階ですが、今でもこの国では分離独立の主張があります。ですから、まだ安定した平和とは言えません。国内は、平和構築のツールとしてこのビジネスを後押しする、つまり政治家、権力のある人たちがこれを後押しするような状況にはありません。政治的な動きにこういったネットワーク形成がつながるのかどうかは分かりません。ただ、前回の選挙の時には、もう我慢できなくて多民族政党に対して投票しようという呼びかけをしたと言っていました。ですから、これはビジネスとしてやっているわけですが、彼女たちの考え方、その民族の別を越えようという考え方は政治的な勢力にもなっていくかもしれないという可能性を秘めています。

政治的分断への対抗

広島大学

- 2018年も続く分離独立の主張
- 国内は平和構築のツールとしてのビジネスを後押しする環境にはない
- 政治的な動きに対抗できるネットワーク形成になるか？

図 19

最後にまとめに入りたいと思います。ビジネスによる平和構築の可能性ですが、個人のレベルで言えば、変化というのは生計の安定、それから社会への積極的参加、尊厳の回復というふうに高まっていきます。この個人間の関係が変わるということは集団間の変え、それがまた社会の在り方を変えていくということですが、ここに一つの越えなければいけない山はあると思います。社会の在り方というものがどこまで変えられるかというのは、まだまだこれから見ていかなければいけないところです。

ビジネスによる平和構築の可能性

広島大学

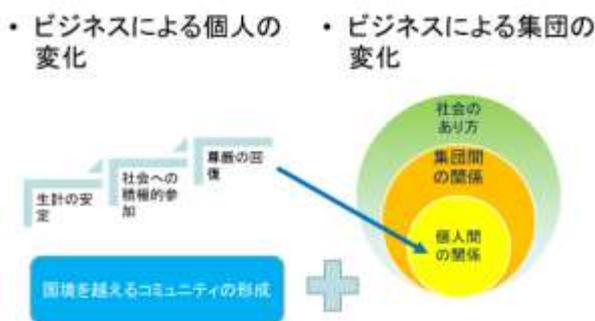


図 20

これに対して、吉野さんのやっているような活動というのは、国境を越えるコミュニティの形成というものを指し示していると言えます。別の日本の企業家の方たちでも、そういった発想、自分たちは国境を越えてコミュニティを作るといふふうにおっしゃっている方たちがいます。

それで最後ですが、ビジネスを通じた平和構築に見られるローカルとインターナショナルの協働というものに、ぜひ私たちも関わっていけないかということがあります。これは下からの平和構築と言

われるもので、トップダウンの政治に働きかけるだけではない平和構築の一つの方法です。これには私たち自身がどのようなビジョンを持つのかということが問われています。

そこで、最近、私に関心を持っていることを最後に少しだけ付け加えさせていただきますが、社会的責任ということが企業について言われてきました。今、大学の社会的責任ということを議論している研究者がいます。フランス人で François Vallayes という方ですが、主にラテンアメリカで活動している研究者です。この方が、企業であれ、大学であれ、社会的責任によって問われるのはインパクトなのだということを言っています。まさにこの方が大学の社会的責任という話をしているのですが、大学にとって社会的責任を問われるのはこの四つ、あるいはその社会的責任を果たせるのは四つの分野があるということです。

「知識」は、例えば研究ですね。「組織」は大学内そのものの組織の在り方。そして「教育」はまさに私たちがやっている学生の教育。「社会」というのは、

もちろんこうした場で皆さんと一緒にいろいろなことを考えるというのが一つであり、そこにパートナーシップというものをつくっていく、それで社会的責任が果たせるのだとされています。

こちらは引用参考文献で、この研究は JSPS 科研費（Japan Society for the Promotion of Science 科学研究費）の支援を受けたものであります。

この中にはビジネスをしている方はいらっしゃらないということですが、ぜひ広島から平和構築のためのビジネスをとという方がいらっしゃれば、あるいはそういう方がおられるようなら、ぜひお声をいただければと思います。

ご清聴ありがとうございました。

おわりに

広島大学

- ビジネスを通じた平和構築に見られるローカルとインターナショナルの協働
- 下からの平和構築の一つの方法
- 私たちがどのようなビジョンを持つかが問われている
- 「社会的責任」は企業だけにあるわけではない → 「大学の社会的責任」は？

図 21

François Vallayes (2013)によれば...

広島大学

- 「社会的責任」によって問われるのはインパクト(影響力)である

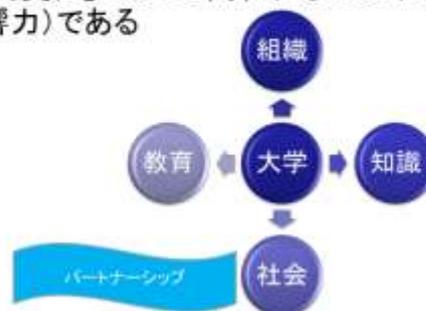


図 22

巻末言

川野でございます。本日は、長時間お付き合いいただきまして誠にありがとうございました。

実はこのシンポジウムは、新しいセンターになり、われわれが打ち立てた二つの研究領域をいかにつないでいくのかを、この場でわれわれ自身、もう一度考えたいというのが趣旨の一つでした。

「ヒロシマ」は何かと問われれば、一言で言ってしまえば「核なき世界」というところに収れんしていくのだらうと思います。その「核なき世界」という主義主張、イデオロギーといったものが、普遍的な平和、紛争後の平和構築とかの諸問題に、どのようにつながっていくのか。平和センターが二つの研究領域を掲げながら、どのような関連性を持たせていくのか。この問いは、私自身への問いでもあり、大きな宿題でもありました。

このシンポジウムで、ハッキリとした回答を得たわけではありませんが、広島がこれまで 70 年以上、築いてきた平和というものは、「核なき世界」という新しいイデオロギーに基づくものでした。被爆者の思い、願いは、「核なき世界」に収斂していきました。その結果、悲惨な原爆体験に基づく「核なき世界」という平和観は、世界に認識され、平和のメッカとしての役割も付与された気がします。言うならば、「ヒロシマ」は時代劇水戸黄門の葵の印籠を得たのかもしれない。その葵の印籠は、使わなければあまり意味がないのかもしれない。それも正しく。

原爆被爆者は 15 万人になりました。「核なき世界」というテーゼを確立し、支持し続けた被爆者は減少し続けます。これは、「ヒロシマ」が持つある意味での効力、平和のメッカとしての効力というもの、もしかしたら減少する可能性も秘めています。まだ、被爆者の方がご存命の内に、これからの「ヒロシマ」を、次世代の私たちは考えていかななくてはいけません。葵の印籠をもったかもしれない「ヒロシマ」は、世界平和のためにどういった取り組みをして、どのようなことが出来るのか。普遍的かつ緊急的な課題にどのように取り組むのか。世界の貧困、紛争後社会の平和構築に如何に貢献すべきか。こういったことを悲惨な原爆被ばく体験に基づく「ヒロシマ」の視点で考えたいし、そうなければ、「ヒロシマ」は将来、普通の一都市「広島」に戻っていくのかもしれない。まずは、この問題意識自体を平和センターは発言し、議論を促していきたいと思っています。宿題に対する回答はまだ得ておりませんが、差し当たり、「ヒロシマ」のこれからの役割を考えていく中で、宿題に対峙していければと今日改めて思った次第です。

われわれはこれからの「ヒロシマ」の役割をしっかりと認識しながら、なおかつ、今後どういった平和を追求していくのかということ、われわれ自身、もう一度考えなければいけません。今日議論になった「核禁条約」についてもぜひ学際的な部分で積極的にコミットできればと思っています。

歴史はありますが、スタッフ一同、非常に若いメンバーで構成されております。ぜひ今後とも皆さま方のご支援、ご協力をいただきたいと切に願っております。何かとりとめのないまとめとなりました。どうかご容赦ください。

本日は長時間ご参画いただきまして、ありがとうございました。センターを代表しまして、あらため

て御礼を申し上げます。

広島大学平和センター長
川野 徳幸

資料1：シンポジウム・ポスター



2018年4月、平和科学研究センターは「広島大学平和センター」に発展し、平和に関する研究・教育において、これまで以上に学内外で「中心的役割」、まさに「センター」を担えるよう、機能強化を図ることとなりました。これを記念し、広島大学平和センターは国際シンポジウムを開催します。

2017年9月に核兵器禁止条約が成立しました。これは、これまでの被爆者の「核なき世界」実現へ向けた不断の努力、市民社会の力、人道的な価値観の全世界的な拡がりによって実を結びました。この度のシンポジウムでは、「ヒロシマ」の原点である原爆被ばくの問題を出発点として、今日の「ヒロシマ」が、平和構築をはじめ世界の平和に果たしうる役割について議論し、未来を展望します。

On April 1, 2018, the Institute for Peace Science evolved into the Center for Peace at Hiroshima University so that it can play “a central role”, literally as “the Center” in the field of peace studies and education. To commemorate this renewal, the Center for Peace will hold the 2018 International Symposium. In September 2017, Nuclear Weapons Ban Treaty was signed. This groundbreaking treaty was the fruit of unwavering and sincere efforts toward Nuclear Zero by Hibakusha or A-bomb survivors; the rise of Civil Society; and the spread of humanitarian values around the Globe. In this symposium, we will first argue that Hiroshima’s Peace emerged from painful experiences of the Atomic bombing. Secondly, we will explore what Hiroshima can contribute to peacebuilding and other issues to attaining the world peace. Finally, we will discuss the prospect for our future.

Date & Time: August 2nd 2018, 13:30 – 17:00

*Venue open 13:00

Venue: Higashi-Senda Innovative Research Center M401, Hiroshima University

*Admission free. 100seats available.

Language: English / Japanese (with simultaneous interpretation)

Hosted by :The Center for Peace, Hiroshima University

*Use of public transportation is recommended as parking spaces on campus are limited.

<From Hiroshima Station>

Take the tramway No.1 bound for Ujina

Alight at

Take the bus No.50 bound for ALPARK

Nisseki-byon-mae stop.

(by bus stop No.6)

【日時】 2018年8月2日 (木)

13:30-17:00 ※13:00開場

【場所】 広島大学

東千田未来創生センターM401

※入場無料 (先着100名)

【言語】 英語 / 日本語 (同時通訳付)

【主催】 広島大学平和センター

* 駐車場は台数に限りがあり有料ですので公共交通機関でお越し下さい。

<広島駅からの行き方>

広島電鉄路面電車1番線 (宇品行) 乗車

日赤病院前下車

広島バス50号東西線 (アルパーク方面行)

徒歩1分

(6番乗場) 乗車

Due to the limited availability of seats we recommend early registration. Please contact us by e-mail, FAX, or by telephone with your name, affiliation or company, contact e-mail address or your telephone number.



お席に限りがありますので、参加ご希望の方は、事前申し込みをお勧めします。ご氏名、ご所属、連絡先をFAX (送信表不要、下記をご利用ください)、またはメール (件名を「シンポジウム: 氏名」とする)、電話にて事前にお申し込み下さい。席に余裕がある場合は、当日参加も受け付けます。

<FAX送信用>

Name ご氏名	
Company ご所属	
Tel or E-mail	

<申し込み先/Contact Address>

広島大学平和センター
〒730-0053 広島市中区東千田町1-1-89
The Center for Peace, Hiroshima University
Higashisenda-machi 1-1-89, Naka-ku,
Hiroshima 730-0053
TEL : 082-542-6975 / FAX : 082-245-0585
E-mail : heiwa@hiroshima-u.ac.jp
URL : http://home.hiroshima-u.ac.jp/heiwa/



International Symposium 2018 hosted by the Center for Peace, Hiroshima University
2018年度広島大学平和センター記念国際シンポジウム



"Peace" from the viewpoint of "Hiroshima and the world": the past, the present, and the future
ヒロシマの平和、そして世界の平和—過去・現在・未来への展望

13:30~13:40 Opening Remarks/開会の言葉



Mitsuo OCHI 越智光夫：広島大学長

1952年愛媛県今治市生まれ。広島大学医学部卒業後、整形外科に入局し、ヨーロッパ留学などを経て、2007~11年広島大学病院長、2008~11年理事、2011~12年理事・副学長、2012~15年学長特命補佐を歴任。2015年4月より広島大学長。2010年に文部科学大臣表彰「科学技術賞」、2014年に産学官連携功労者表彰「厚生労働大臣賞」を受賞。医学博士。

13:40~15:40 Lecture/講演



<Introduction/趣旨説明>

Noriyuki KAWANO 川野徳幸：広島大学平和センター長・教授

広島大学大学院歯歯学総合研究科博士課程修了（医学博士）。広島大学原爆放射線医学研究所附属国際放射線情報センター助手・助教、広島大学平和科学センター准教授等を経て、2013年6月から広島大学平和科学センター教授。2017年4月より同センター長併任。専門は原爆・被ばく研究、平和学。



Connecting Hiroshima and the Marshall Islands with the perspective of "Global Hibakusha"/ ヒロシマとマーシャル諸島を結ぶグローバルヒバクシャの視点から

Seiichiro TAKEMINE 竹峰誠一郎：明星大学准教授・広島大学平和センター客員研究員

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士課程修了、博士（学術）。三重大学研究員などを経て現職。「グローバルヒバクシャ」の概念を提唱し、社会学と平和学の見地からマーシャル諸島の米核実験被害調査に従事。日本平和学会理事、「原爆の国」丸木美術館評議員、第五福竜丸平和協会専門委員などを務める。主著に『マーシャル諸島 終わりになき核被害を生きたる』（新泉社）。



The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons and its Challenges for the Future
核兵器禁止条約と今後の課題

Yasuhito FUKUI 福井康人：広島市立大学准教授

1964年、兵庫県生まれ。1987年、同志社大学法学部法律学科卒業。2009年、グルノーブル第2大学修士課程（国際安全保障・防衛コース）修了。2013年、パリ第1大学博士課程（国際法・EU法コース）修了。博士（法学）。1987年に外務省入省後、人権難民課、軍備管理課、国際組織犯罪室、国際平和協力室、軍縮会議日本政府代表部、在ルーマニア日本大使館、南山大学外国語学部（客員教授）などで勤務。2015年3月に外務省を退職し、同年4月より現職。単著に『軍縮国際法の強化』（信山社、2015年）、共著に『軍縮・軍備管理』（志学社、2017年）などがある。



Achievements and Challenges in Peacebuilding in Colombia

コロンビアにおける平和構築の成果と課題

Camilo Alberto Borrero García：コロンビア国立大学教授

コロンビア国立大学では法律学を、ロス・アンデス大学では家族法を専攻。ルーヴェン・カトリック大学大学院（ベルギー）で社会学を研究したのち、コロンビア国立大学より博士号（法学）を取得。専門は法社会学、人権、コミュニティ司法、移行期正義。コロンビア国立大学の平和研究センター「Centro de Pensamiento y Seguimiento a los Dialogos de Paz」の研究員も務める。



Peacebuilding through Business/ビジネスを通じた平和構築

Mari KATAYANAGI 片柳真理：広島大学平和センター副センター長

広島大学大学院国際協力研究科副研究科長・教授

1997年8月~1998年12月、国連東スラボニア暫定統治機構人権担当官、民生担当官。2001年に英国ウォーリック大学より法学博士号取得。2001~2003年、在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本大使館専門調査員。2004年4月~2009年10月、ボスニア・ヘルツェゴビナ上級代表事務所政治顧問。JICA研究所主任研究員を経て2014年4月に広島大学准教授。2015年4月より現職。著書に『Human Rights Functions of United Nations Peacekeeping Operations』（Martinus Nijhoff Publishers, 2002）。平和維持、平和構築、紛争予防、紛争解決論の分野で人権の視点から研究を続けている。

15:40~15:55 Coffee break/休憩

15:55~16:55 Panel discussion/パネルディスカッション



<Moderator/モデレーター>

Shinsuke TOMOTSUGU 友次晋介：広島大学平和センター准教授

2010年名古屋大学大学院修了、博士（法学）。2008年ジョージワシントン大学客員研究員、2011~14年名古屋短期大学英語コミュニケーション学科助教を経て、2014年4月より現職。著書に、「英ドーンレイと「アトミックス」たちの遺産—原子力研究開発拠点と立地地域の関係は如何に展開したか」若尾祐司、木戸衛一編『核開発時代の遺産—未来責任を問う』所収（昭和堂、2017年）など。

16:55~17:00 Closing Remarks/まとめ・閉会の言葉



<MC/司会>

Asami OGURA 小倉亜紗美：広島大学平和センター助教

2009年広島大学大学院生物園科学研究科博士課程修了、博士（学術）。2009~10年広島大学総合博物館客員研究員、2010~14年広島大学国際センター研究員を経て、2014年4月より現職。専門は、環境平和学、環境保全（ESD,フェアトレードを含む）。

CPHU研究報告シリーズ
研究報告No.57

2018年度広島大学平和センター記念国際シンポジウム

ヒロシマの平和、そして世界の平和—過去・現在・未来への展望

International Symposium 2018 hosted by the Center for Peace, Hiroshima University

“Peace” from the viewpoint of “Hiroshima and the world” : the past, the present, and the future

広島大学平和センター編（責任編集：友次晋介・小倉亜紗美）

2019年3月発行

発行

広島大学平和センター

〒730-0053 広島市中区東千田町1-1-89

TEL: 082-542-6975 FAX: 082-245-0585

E-mail: heiwa@hiroshima-u.ac.jp

URL: <http://home.hiroshima-u.ac.jp/heiwa/>

※CPHU研究報告シリーズは、IPSHU研究報告シリーズの後継誌です。Noも継承しています。

©2019広島大学平和センター